

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和5年10月25日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

10月25日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査-----	3
(総務部・建設部所管分)	
質疑(嶋野浩一朗委員、野口博委員、安藤薫委員)	
認定第1号所管分の審査-----	39
(市長公室、総合行政委員会、消防本部、会計室所管分)	
補足説明(市長公室長、総合行政委員会事務局長、消防長、会計管理者)	
質疑(塚本崇委員、香川良平委員)	
散会の宣告-----	66

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和5年10月25日(水) 午前9時59分 開会
午後5時14分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	安藤 薫	委員	野口 博
委員	南野直司	委員	塚本 崇	委員	香川良平
委員	嶋野浩一朗				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
市長公室長 平井 貴志 総務部長 山口 猛
建設部長 武井義孝 消防長 松田俊也
総合行政委員会事務局長 石原幸一郎 総務部理事 丹羽和人
消防本部次長兼消防署長 幸田英基
会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏 建設部次長 松倉昌明
市長公室副理事 森川 護 同室副理事兼秘書課長 川西浩司
同室副理事兼人権女性政策課長 由井秀子
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子 同部副理事兼工事検査室長 永田 享
建設部副理事兼道路交通課長 寺田満夫
同部副理事兼建築課長 江草敏浩
総合行政委員会事務局副理事兼局次長 溝口哲也
消防本部副理事兼警備課参事 林 州次
広報課長 仲野 誠 政策推進課長 有場 隆 人事課長 松本泰洋
総務課長 真鍋伸也 防災危機管理課長 竹下博和
資産活用課長 浅田明典 情報政策課長 下郡光礼
市民税課長 石坂直樹 固定資産税課長 中尾昌志
納税課長 藤原英昭 都市計画課長 杉山 剛 水みどり課長 宮城陽一
道路管理課長 西 勝也 消防総務課長 大藪 忠
予防課 大坪孝志 警備企画課長 角田哲志 救急救命課長 小田原利博

警防第1課長 日野啓二 警防第二課長 小西智文
政策推進課参事 寺田荘史

1. 出席した議会議務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件

認定第1号 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 所管分

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

嶋野委員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは財政に係りますご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、今後の市債発行と元利償還金の負担について、基金の取崩しを抑えたけれども、今年度の負担とならないかどうか、シミュレーションを行ったかとのことでございました。

中期財政見通しをベースに、シミュレーションを行いました。こちらで見ますと、実質公債費比率や将来負担比率が、早期健全化基準や財政再生基準に近くなる恐れはないと見ておりましたので、市債を発行する際には、元利償還金が交付税に算入される有利なもので行うように、考えておるところでございます。

また、事業費にかかります市債自体は、借金ではありますが、事業費の不足を埋めるためだけが目的ではなくて、その後年度の市民にも、その事業で得た市の財産となるものについて、負担を等しく担ってもらうことも目的の一つでもあります。それ自体が後年度の負担増になればだめですけども、一概に悪いものではないと考えております。

市債の発行につきましては、元利償還金の後年度の負担と基金残高とのバランスを見ながら行っていかなければならない

とは考えておりますが、現状は基金を温存していかなければいけない必要性があると考えているところでございます。

3点目で基金確保の考え方の質問でございます。ここで基金について一緒にお話しさせていただきます。基金につきましては、中期財政見通しでもこれからの資金不足で、令和8年度末で主要基金の残高が20億円、令和9年度にはマイナスと想定しておったところでございます。この時点で40億円の残高は、確保しておかないと大変なことになると考えております。令和10年度に財政再生基準を超えてしまうことがないように、財政運営を考えていかなければいけないと思っております。

あと経常収支比率の目標でございました。行政経営戦略では、令和7年度の目標値を98%としておるところですが、現状からして、令和4年度の経常収支比率が93.6%ですので、この目標値はもっと低く考えていかなければならないと思っております。

本来は、先日お答えしましたように、財政に弾力性を持たず意味では70%から80%が好ましいとお話をさせていただきました。本来は80%台には目標を持っていかないと、財政が硬直化したままで、弾力的な財政運営ができないと考えております。現状、令和4年度の速報値ですが府内の都市平均でも、経常収支比率というのは94.5%であり、平成25年度以降から現在までの間も90%台で、80%台の目標は持ちますけれども、厳しいかと考えております。

臨時財政対策債は、地方交付税の振替ですので、経常収支比率算出のための経常一般財源として今、分母に入れて計算をして、全国的に比較をしている状況であります。

実際には発行可能額を入れておりますし、発行しないケースもあります。委員がおっしゃられたように、臨時財政対策債の発行可能額は入れないで見るのが、実質的なことを捉えることになるのかと思っております。

あと、下水道会計への繰出金の中で、法定外は令和4年度では幾らかとのご質問でございました。令和4年度の下水道会計の繰出金は19億円でございます。そのうち法定外の繰出金は5億4,269万5,786円となっております。

今後もこの法定外繰出しを行っていくかどうかにつきましては、下水道事業の計画もあると思いますので、計画の見直し時期でありますとか、一般会計での財政の逼迫具合もあります。ここは相談しながら、進めていかなければならないかと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福渡副市長。

○福渡副市長 先日の鳥飼東小学校の跡地について、FMの話もありますけれども、どういう体制で今後やっていくのかとのお問いにお答えいたします。

小学校の統合につきましては、1学年1学級で、非常に小学生が減ってきた状況を踏まえ、学校での子どもたちの教育環境を考えた場合に最善の策として、一定の方向を教育委員会が示されたと認識しております。

一方、鳥飼まちづくりグランドデザインを策定したときの委員の中にも、保護者の方がいらっしゃいました。その中で、鳥飼を魅力的な場所にするためには、子どもたちの教育関係をちゃんとしっかりとした、良いものにしていくことも非常に重要だとの強い意見もいただいているところで

あります。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、孫子の代まで先を見てまちづくりを考えていくものです。鳥飼東小学校の跡地を考える場合においても、目先のいろんな細かい課題解決のためよりも、将来を見て子どもの教育環境の話だとか、それから地域活力を呼び起こすような施策をしっかりと考えていかなければいけないのではないのかと考えてございます。

そのためには、鳥飼地域のまちづくりを今、一生懸命進めている鳥飼チームが窓口になって、いろいろとご相談させていただいております。教育委員会から、将来を見据えた今後の摂津市の教育政策、教育の在り方をしっかりと指導いただくとともに地域の住民の皆様からご意見を聴きながら、その部分を考えていくべきなのではないかと考えてございます。

○三好義治委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 それでは、嶋野委員の2回目のご質問にご答弁をさせていただきます。

大阪府の職員からどのようなノウハウの伝授やポイントの伝達があったかと、また最近の公売実績等についてのご質問であったと思います。

委員がおっしゃられるとおり、約20年前に、数年間大阪府の職員の派遣を受けまして、徴収の指導を受けておりました。その当時、平成14年度の市税全体の徴収率については93.7%で、滞納繰越分の徴収率は17.8%という状況でございました。

当時の徴収方法につきましては、納付のお願いとして臨戸徴収がメインであったと聞いております。大阪府職員の方の派遣を受けたときに指導を受けたのが、徴税吏

員には自立執行権が認められているとのことで、この自立執行権を行使しながら債権回収を図っていくのが、指導のメインであったと聞いております。

現在ではこの指導を基に、納税交渉を行っております。督促状や催告状を送付しても納付がない方に関しましては、主要銀行を含めた43行に対して、預金調査や、また50社程度の保険会社に保険の調査、または給与所得者の方である場合については市民税課で勤務先の調査を行って、場合によっては差押えなどの滞納処分を行っている状況でございます。

また公売の実績につきましては、平成30年度を最後に現在のところ実績はございません。ただ一方で、滞納を解消する一手段として、相続人が存在しない不動産に対して、家庭裁判所に相続財産清算人を申し立てる手続を取っております。令和2年度と令和5年度、各1件ずつ申し立てを行いまして、市税の徴収に努めているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に関します、水路施設の機能強化について今後の考えがあるかとのご質問にお答えいたします。

水路施設は、壁などの躯体だけではなく、用排水用のポンプ、農事用ゲート、流域下水道幹線と水路をつなぐ取水口、ゴミを集積する除じん機などがございます。これらの施設は、業者が集中管理室において、24時間体制で監視し、維持管理・点検等を委託しております。

機能強化につきましては、排水路ポンプの耐水化や農事用ゲート操作の遠隔化等を行う必要があると考えております。その

ためには、効率的な修繕計画を策定するとともに、国庫補助等を含めた財源の確保が必要であると考えております。

以上です。

○三好義治委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 2回目の答弁をいただきましてありがとうございます。

まずは財政です。起債をすること自体が、悪いことであるとは思っておりません。

特に、資本を構築する際には、資本の負担を平準化していくところで、起債は妥当なやり方だと思っております。そのことはしっかりとやっていただいております。

それで、全体的なお話をさせていただきますと、長期的な、目に見える目標を持っていくところが、私は大切ではないかと感じています。

山口総務部長がかつて、上下水道部長をされておられるとき、今後の在り方を見える化していこうと、経営戦略をつくられました。

経営戦略を見ますと、例えば施設整備にかかる費用に対して、どの程度起債をするのか、そのことによってどういった財政状況が後年度に実現されるのか、具体的な数字を持って表せると思っております。

私は経営戦略を見ておりますと、一般会計にも見える化が要ると思っております。

中期的な目標、例えば10年後に、このような状況にしていきたい。それは経常収支比率の数字もそうですし、どれだけの市債残高であるならばいいのだろうか。あるいは基金にしても、何とか後年度の目標を持って、この年度にはこれだけは確保しておきたい。その目標を達成するためには、毎年このような財政状況を保つための工夫が要ることを、分かりやすく示していくことが、何よりも大切なのかと考えており

ます。その点について、今お考えがあればお聞かせください。

経常収支比率です。一般公表するのは、臨時財政対策債を含めた数字で良いと思っています。

今の我が市の状況を客観的に見ていくと、他市との比較もあるわけですから、含めた数字を出していただくことは、妥当だと思っています。

ただ、財政を預かる担当課としては、臨時財政対策債が、恐らく将来的に一般の市債と同じように、償還をしていく必要があることを考えると、臨時財政対策債を含まない数字をしっかりと追っていく姿勢が、一方で大切だと思っています。その点についての認識も今、お聞かせいただきました。しっかりとその点を踏まえていただき、大変心強く感じております。財政については、その点で答弁をお願いします。

下水道への繰出しについて、令和4年度の実績をお聞かせいただきました。大体5億4,000万円強であったかと思えます。

当然、現在、下水道へ繰り出ししていくことについては、仕方のないことだと思っています。もしこれをやめてしまうと、そのまま料金に跳ね返っていくことになりますので、そのとおりだと思います。

ただ、これから下水道についても、整備から維持に変わる時代に入って行くわけです。いつまで繰り出ししていくのかについては、しっかりと下水道の状況も確認をしながら、大体いつ頃をめどに考えていくのか、目標をしっかりと示していくことが、大事だと思っています。その点ぜひ、下水道所管部署とお話をさせていただきたいと、要望として申し上げます。

次に、鳥飼についてです。今、福渡副市長からご答弁いただきました。鳥飼小学校

と鳥飼東小学校だけではなく、令和14年度には、中学校の在り方についても一定考えていくとの方策が示されています。

より良い教育環境というお話もされました。その教育環境は、学校施設だけではなく、子どもたちがいかに、日頃過ごす環境が充実したものになるのかという視点が大事だと思っています。

今まで課題であった児童センターにしても、その機能が鳥飼地区にやってくると決まっているわけです。あるいは、鳥飼地区を見渡したとき、どの地区にもない、魅力的なものがあると私は思っています。

例えば、淀川の河川公園は、摂津市域を見渡しても、あの場所にしかありません。あれだけ思い切って子どもたちが遊べて、家族の団らんができるような、魅力的な場所はそうないと思っています。

そういったことも含めて、教育環境を捉えていただきたい。それをまずやっていくのが鳥飼ランドデザインだと思っています。

そういった視点で見ていったときに、公共施設はどのようなものを、どの場所に配置をしていくのかという大きな方針が決まるわけです。まずはランドデザインで考えていただいて、資産活用課と協議して、具体的な計画をつくっていく流れが、当然だろうと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、水路の件です。いろいろお話をお聞かせいただきました。まずはポンプの耐水化もしていかなければならないし、ゲートの遠隔操作のこともあったわけです。

実際に農業用水路でも、その機能は、だんだんと必要性がなくなってきており、どんどん農地が減っていつているわけです。

一方、水路を使って、内水の排除機能を

持たせていることを考えると、今後は、農業水路でもあり排水路だという視点も要ると思っています。

ぜひ、必要である場合には、擁壁の高さを増したりなども含め、今後は備える体制をつくっていただきたいと、要望として申し上げます。

最後に、納税のところでも詳しくご答弁いただきました。よく分かりました。

大阪府の職員が来られて、いろいろと指導されたときと比べて、収納率についても大変に上がっております。特に、滞納繰越分の収納率については、46%とのお話をいただいたと思います。

それが高いと感じたのは、以前が相当低かったから、それと比べて高いと言わせていただきました。ただ、この間もお話しいただいたように、この46%はまだ低いとのご認識をいただいております。しっかりと取り組んでいただきたい。ノウハウがしっかりと生かされていることが、今の答弁でも確認できましたので、引き続き、多くの皆さんが納得できる、公正な収納の在り方を探っていただきたいと申し上げます。

公売の点についてもよく分かりましたので、しっかりとお願いいたします。

1点だけお願いいたします。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは財政に関しましての、ご質問にご答弁申し上げます。

今後、財政的な指標であるとか、基金残高についての中期的な目標を定めて、これからの指標としてやっていく考えについてでございます。

以前に、財政が厳しい折につきましては、行財政改革の計画的なものを、かつてつくっておったことはございました。ただ、今そういう目標の見える計画はございませ

るので、おっしゃっていただいているように、何か見えるものがあるって、それに向かっていろいろ施策をやっていく視点は、大事だと感じております。

ですので、今後どう示していくことがいいのかも考えながら、財政健全化に向けての検討は、行っていかなければならないと感じているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 ありがとうございます。答弁いただいて、基本的な考え方は理解していただいたのかと思っています。

今回も令和4年度の財政の状況を、令和4年度の数字をもって今、我々が議論をして、これはどうなのかと判断をしていくわけです。それだけではなく、長期的な目標に向かって、令和4年度の数字が、ここだけ見たら健全かもしれないけれども、もっとどのような数になるのかを探っていくためには、長期的な目標があって、初めて評価ができると思っています。具体的にどういったものが良いのかについては、しっかりと担当課でももんでいただいて、構築をしていただきたい。それが皆さんにとって共通認識として持てるような工夫をお願い申し上げます。質問を終わります。

○三好義治委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

続いて、野口委員。

○野口博委員 おはようございます。嶋野委員は20年ぶり、私はずっと本委員会でお世話になっております。よろしくお願いをいたします。

最初に少しだけ、質問に入る前に申し上げます。

失われた30年の問題があります。この間ご承知のとおり、30年問題に加えて、

大変な物価高騰と、3年間のコロナ感染拡大の影響などが相まって、生活がしんどくなってきております。

そうした中、一地方自治体として、この問題に対して、地方自治法で言う住民の福祉の増進、暮らしをしっかりと守り支えていく立場でどう展開したか、この令和4年度の決算についても受け止め、次に活かしていただきたいと、最初に述べておきます。

そこでまず、今、申し上げた30年問題に対しての認識について、確認の意味でお尋ねします。

たまたま今日の日刊紙の裏面に30年問題が特集されていました。賃金の問題とかいろんな課題について、数字を一応示しております。ご覧になっていただきたいので、紹介しておきます。

いろんな数字を申し上げます。日本の賃金が上がらないのは有名であり、1996年のピークから比べますと、実質賃金が64万円、年間で減りました。社会保障、教育の問題では、消費税5%が10%になりました。国民健康保険料1.5倍、介護保険料は2倍、受取年金額が実質7.3%減っています。若者が背負っている学生の奨学金残高は、7倍の10兆円にもなっています。食料自給率は約10ポイント下がり、今38%という数字が30年問題で、いろいろ報道されています。

これに対して、市民の方々がどういう生活実態なのか、行政はいろんな数字を持っておりますので、きちんと分析して受け止めていただきたい。これにどう応えていくのかが問われております。改めて30年問題と地方自治体の関係についての認識をお尋ねしておきます。

二つ目は、市税の減免問題です。令和3年度から、失業だとか、退職・就職等によ

って収入が減少した場合、減免する制度が実施をされました。なかなか、制度について知らない方も多いかと思います。

コロナ感染拡大状況の下で、実際対象者は多いと思います。その関係からして、この数字も含めて、どういう周知をする、どういう努力をしてきたのか、数字と併せてお聞かせください。

○三好義治委員長 委員会1日目の開会前に注意したように、ページ数を言うか、項目を言うてください。

野口委員。

○野口博委員 はい、分かりました。

3点目、ある調査で府内において、3番目の人口増加率だと出ています。評価についての見解を聞いておきます。

4点目、財政問題全般に入ります。ページについて、委員長がおっしゃったけれども、全体的にまとめたもので述べさせていただきます。

大阪府内で摂津市の財政状況がどうかとの問題について、まず確認をしておきます。今回いろんな場で議論をしております。府下で比較できるのは令和3年度しかありません。まずこの数字を述べて、引き続き令和4年度の数字を申し上げます。

令和3年度、地方税は摂津市が大阪府内の市の中で1番であります。財政力指数は、吹田市が今回1番になりまして、0.973、摂津市が2番で0.971であります。主要3基金は、令和3年度で140億円でしたが、令和4年度は1億円だけ減少し、139億円になりました。令和4年度の市債残高を見ますと、前年度に対して約13億円減り、464億3,600万円です。これは3会計の合計であり、一人当たりで54万円の借金を抱えております。森山市政となった2004年度に比べますと、4

7%減少している数字が出ております。今回いろいろ議論をしておりますけれども、府内における摂津市の財政状況について、私どもはこれまで府内でもトップクラスの財政力と申し上げてきました。その点についての認識をお聞かせください。

財政問題二つ目が、コロナ問題であります。今年5月8日から第5類に移行し、今、各種いろいろな取組が発展しております。

この間いろいろ議論をしてきております。数字を申し上げますと、令和2年度、令和3年度、令和4年度、3年間の決算の数字は、コロナ対策で約164億6,000万円が総額であります。国などから約154億円、一般財源が約10億6,000万円。つまり、市の持ち出しは約10億6,000万円です。どんなことを行ってきたのか、お答えください。

○三好義治委員長 もう一回言うけれども、決算の数値関係を表したページ数を言ってください。

野口委員。

○野口博委員 いつも通りだと思いますが、分かりました。

3点目、予算と決算の関係についてお尋ねします。嶋野委員も、金曜日と本日に議論をされていまして。毎年思うのが、予算と決算に様々な乖離が発生しています。

それで計算しますと、市税だとか、地方消費税だとか、基金取崩しを減額したとか含め、基金残高は1億円減の165億円になりました。令和4年度の予算と決算の流れについて、どう受け止めているのかお聞かせください。

4点目は中期財政見通しの問題であります。改めて、令和3年度決算を受けて出した見通しと、令和4年度決算を受けて出された見通しを比べて、びっくりしている

わけでありまして。

これまでいろんな場で、中期財政見通しの信頼性の問題について議論をさせていただきました。それにしても、昨年の決算を受けての見通しと今回では大分違うので、改めて認識も含めてお聞きします。

令和3年度の決算を受けて出された令和4年度歳入歳出実質収支が、赤字として26億1,600万円でありました。これが、今回の決算において、マイナス3,000万円です。

中期財政見通しで見た場合、いろいろな事業を今後展開していきます。例えば阪急京都線連続立体交差事業、令和15年度に完成を目標にしており、250億円の基金も全部使い込んだ上で、赤字が出ますという数字であります。

本市の標準財政規模は202億円で、健全化比率を見ますと、12.47%です。早期健全化比率の金額は、25億2,000万円が判断基準であります。財政再生団体の基準は20%で、40億4,000万円、いわゆる倒産になります。

令和4年度の決算を受けて出された数字が、令和10年度では51億円の資金不足となっており、いわゆる財政再生団体になるわけです。連続立体交差の完成時期である令和15年度はどうなるのか。いろんな大きな事業を展開する中での考え方について、改めて聞かせてください。

次に、決算概要144ページ、資産活用課です。現在、資産活用課として管理している未利用地について、お尋ねします。

資産活用課の二つ目に、今回、年度末に、令和4年度市営住宅長寿命化計画が改訂されました。改訂版を見ますと、65歳以上の方が、249人で42%になります。

高齢化社会に向かっています。市営住宅

の中でもそういう環境がどんどん拡大していることを捉えて、どういう取組を市としては行っているのかお聞きします。

もう一つは、市営住宅全体で210戸、あります。これからどうするか、計画がなされています。その中で鳥飼八町団地の問題であります。

計画では、建て替えに向けて、10年計画で進めていきます。今後5年間に、建て替えの方針を決定するとしております。その辺の取組方について、どういうイメージなのか、お尋ねしておきます。

次に、防災関係であります。防災サポーターの活用問題です。現在103名だと聞いております。いろんな場面で施設の防災対策を進めていくキーポイントに、防災サポーターと地域防災組織がいつも挙げられ、教育してやっていくとの話であります。現状と、令和4年度に取り組んだ中身とか、今後の展開についてお聞かせください。

防災の2点目は、安威川ダムの関連です。摂津市は安威川ダムの下流地域に位置しております。122ページ、安威川左岸線の維持管理負担金937万円が計上されています。完成しましたので、間もなく安威川ダムは供用開始になります。

質問は、毎年全国で豪雨とか水害によって、線状降水帯も発生し、一定期間、大変な雨が降ります。想定を超える被害が生まれております。そういうことを見た場合に、安威川ダムも時間で80ミリを超えますと放水すると言われております。線状降水帯が発生した場合に、安威川ダムだけでは支えられませので、当然放水します。

安威川ダムはできたけれども、下流地域を含め、安威川流域の総合治水計画はどうか、すごく心配しています。その点をお聞きします。

続いて建設問題であります。決算概要120ページ、千里丘三島線の予算が計上されています。令和5年度に完成をし、供用開始で動いていると思います。令和4年度どういう取組を行ってきたのか。

併せて香露園1号線、昭和園の間の道に大型車が入ってきております。この規制問題についてどうなのかです。

今、茨木市にある大型倉庫の建設が終わり、香露園1号線を通る大型車の数は落ち着いております。しかし、まだまだ茨木市に空き地がありますので、どんどん開発が行われます。そういう点で大型車規制は、大きな課題だと思っております。それを含め、千里丘三島線の動きについて、教えてください。

二つ目は、決算概要118ページ、JR千里丘駅前の広場管理問題です。毎回聞かせていただいております。千里丘西口の完成に向けて同時に整備をしていくことで動いていると思っております。なかなか、タイルも歯抜けで、その都度モルタルで修理することが続いております。また、傾いたり、段差の修理も繰り返し続いております。

30年近くなりますので、周辺設備もだんだん傷んできております。そういう中で、どういう取組を行ってきたのか、当面の動きについても併せて紹介してください。

河川周辺の草刈りの問題です。この前も一応議論されました。身近な緑、そして水に親しむ点では、河川は重要な役割を果たしています。

草刈りについては一応、年3回であります。いつも気になるのは、水の中に生えている大木が、申請しても年度末にしかやってもらえず、なかなか進まない状況です。

これが定期的にちゃんとできないかという問題です。高水敷から水辺に降りる堺

に大木が生えて、堀の機能を脅かしております。境川についてはこの前直していただきました。その問題についてどうなっているのか。

もう一つは、大正川についてです。多くの方々が、朝晩、散歩するために使われております。大正川の左岸側は、舗装されてすっと通れます。一方、大正川の右岸側は、途中、通れない場所もあり、いろんなご意見が届いています。右岸側を歩けるように舗装してほしいとのことで、その問題の取組を含めて、どうなのか教えてください。

以上です。

○三好義治委員長 財政については、大阪府下の中で、現状の財政状況の認識についてが1点。2点目が、コロナ対策の取組についてです。3点目が令和4年度の予算と決算についての相違点です。4点目が、令和3年度と令和4年度の決算についての違いと、中期財政見通しで、整理してから答弁をお願いします。

あと、冒頭申し上げておったこれまでの30年間問題については、奥村副市長に答弁していただきたい。

奥村副市長。

○奥村副市長 非常に難しいお問い合わせでございます。十分に答弁できるか分かりませんが、知っている範囲の中で答弁させていただきます。

失われた30年と言われております。実は1990年代の前半から2000年代の後半まで、ここはバブル崩壊後で、非常に景気が悪くなっております。ここで初めて失われた10年が、新聞報道でございました。

それ以降、10年後、10年以降につきましては、日本国内のGDPがなかなか要は上向きにならない、ずっと横ばいの状態

でありました。それをもって、失われた30年と言われております。

最近の新聞報道によりますと、世界経済の中で、日本のGDPはこれまで3位でございましたが、円安の関係でドイツが3位、それから日本が4位とランクを下げております。

これは非常にゆゆしき問題で、日本の経済力が発展しないと。それが国にも波及してきますし、それがひいては市町村にも波及してくると思っております。

そういう意味では、これからの時代、少子高齢化と言われておりますが、一番危惧するのは労働力の不足と言われております。労働力が非常にたくさんになれば、働く人が、つまり支え手が大きくなれば経済発展すると言われております。その支え手が少なくなれば、経済がしぼんでいく、こういうこともと言われておりますので、国に対しては、少子高齢化の対策はしっかりやっていただきたいと思っております。

それから、国はそれぞれ方針を決め、全体の経済を考えるんですが、市町村におきましては、市の財政の中でどういうふうに市民生活を向上させていくんだと。これは、我々の使命であろうと思っております。

それであっても、もちろん市税という固有財源はありますが、国からの地方交付税とか、あるいは剰余金とか、等々があって、それをもって財政を運営していくこととなります。

この中で自由に、要は市が歳入を確保できるかと言ったら、国のコントロール化の中で、財政を確保していく。それから歳出におきましては、少なくとも、少ない経費で最大の効果を生むような、歳出の構造にしていかなければならない。そういう部分では、今後についてバラ色の状況は一つも

訪れることなく、これから非常にしんどい思いをするのではないかと考えています。

それから、先ほど基金のお話がありました。もちろん、基金を積み立てしながら、将来に備える、その将来に備える分には少子高齢化もありますけれども、それ以上に今、台風でも大型化していますし、激甚化しております。そういう意味ではいつ何どき、南海トラフ地震があるかも分かりません。そういった災害に備えるためにも、基金はしっかりと貯めておくべきと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾総務部副理事 それでは財政につきましてのご質問に、ご答弁申し上げます。

財政につきまして、府内でトップクラスの認識とのご質問でございました。

令和3年度での比較で申し上げますと、経常収支比率につきましては、大阪府内で真ん中よりは上でございます。それほど弾力的なことができる状況であるとは考えておりません。市税等、住民一人当たりで言えば、かなり上位になっておるところでございます。

一方、扶助費につきましても、順位としては上位ですので、市では単独の事業も多くしております。

ですので、財政力があるとなりましても、実際にその支出の面で、どれぐらいの支出をしていくかという財政運営が重要となります。経常収支比率につきましては、それほど弾力的に財政運営ができていくのかについては、府内でそんなに上位ではないと認識をしておるところでございます。

令和4年度のコロナ対策で、どういうことを行ったかでございます。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金

で、実施させていただいた事業について、例を挙げさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策で飲食店の支援のグルメクーポンの事業について、市内の対象となっております事業者で使えるスクラッチカードの発行事業がございます。また、物価高騰対策につきましては、民間保育所の給食費等の支援事業でありますとか、中小の企業に対しての支援事業で、地方創生臨時交付金を使いながら、コロナ対策、物価高騰対策といった事業を行ってまいりました。

次に、財政の予算と決算の相違点、流れでございます。当初予算では、基金の繰入金も約34億円、財政的に単年度で収支が不足すると考えておりました。

その後、補正予算等の対応もしてまいる中で、実際に歳出につきましては、経費を削減して、歳入では地方交付税が、当初予算よりも算出の結果、増加になりました。昨年度予想しておりました令和4年度の決算見込みと、実際の決算の乖離はありましたけれども、予算と比べて決算が、歳出については減少しました。

歳入につきましては、想定よりも収入が出てきたところで、財政調整基金の取り崩しも少なく済んだと見ております。

あと中期財政見通しのお話でございます。先ほども申し上げましたけれども、令和4年度の決算見込みと実際の決算が大幅にずれているとのことでございました。

これは先ほど申し上げました、歳出の削減努力と、収入の面で増加が出てきたところが、大きい要因とっております。

この中期財政見通しにつきましては、昨年度ですが、見込みがずれたり、実際にその後の見通しが次の年になったらまたずれていることで、信頼性のお話があったか

と思います。

ただ、やり方がどうかとのお話はあるかと思いますが、今回につきましては、もちろん今後の見通しで各課に、できるだけ実際に即した数字を出してもらって、それによって中期財政見通しを作成させていただきました。

昨年度と同様に進めさせていただきました大きな理由としましては、令和3年度決算時ではお示しできていなかった主要事業、追加で書かせていただいております。その主要事業の追加、大型事業が出てまいりましたので、それを加えた形でお示しをいたしました。

このことによって、令和3年度決算時でお示した中期財政見通しでは、主要基金が枯渇するのが令和10年度でございましたが、今回、令和9年度で1年早まった見通しを出しておるところでございます。

実際、このとおりにならないようにするために、見通しをお示ししているところです。大型事業を進めていかないといけない、その分既存の事業を削減して、ビルドアンドスクラップを進めていかなければ、到底財政がもたないと考えております。

実際にこれから、来年度の当初予算編成に入りますけれども、これは頭に置いて、進めていかないとはいけません。

基金が枯渇して以降、令和15年度までの間の数字、マイナスの数字が大き過ぎるところ、これはどう考えるかでございます。実際にこのまま、同じように経常事業を進めていく、大型事業も示しているとおりに進めていくと、こうなってしまうこととお示ししています。実際には、基金が枯渇するような状況、財政再生基準に達するような時点で、単独事業はできなくなってくると思います。

財政再生計画を当然考えないといけませんので、単独事業はできなくなりますし、給料等もカットして、歳出額の削減努力をしていかないといけないと思います。実際には令和15年度まで出ているような、大きなマイナスにならないようにしないとはいけないですが、実際問題は、ならないことになると思います。

ただ、そうならないために、これから我々は内容を精査して事業の部分を抑えていくことも考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 それでは、個人市・府民税の減免についてご答弁申し上げます。

令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症による所得減少者及び退職者、失業者への配慮も鑑みまして、所得皆無の場合の全額免除だけでなく、失業や退職などによる所得減少の場合、段階的な減額を設ける市税条例施行規則の一部改正を行いました。

減免適用状況につきまして、令和3年度は所得皆無による全額免除1件、失業等による所得減少による減額は2件、令和4年度は所得皆無による全額免除2件、所得減少による減額は9件の適用がございました。

令和5年度は、現時点で所得皆無1件、所得減少2件となっております。

また、こちらの周知方法としましては、ホームページでの減免制度につきまして内容を掲載しておりますとともに、直接、お電話とか窓口でお問い合わせされた場合、退職時の状況、もしくはお電話いただいた、もしくは窓口に来られたときの状況を確認させていただき、制度の内容を説明

させていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 真鍋課長。

○真鍋総務課長 国勢調査についてでございます。府内において3番目の人口増加率で、委員がおっしゃるとおりです。

令和2年に8万7,456人と8万7,000人を超えてきて、5年前の平成27年より2,449人増加しております。増加率が2.88%で、平成27年度には千里丘新町がございませんでしたので、千里丘新町が1,726人と全体の約7割を占めております。

評価についてでございます。率直にありがたいお話だと思っておりますけれども、ただ、市政方針にもございますように、人口減少に転じる見込みであることを念頭におかなければならないと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 5番目の質問、資産活用課の未利用地について、浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、未利用地の状況について、説明させていただきます。

幾つかあるんですけども、大きなところで申しますと、まず、旧味舌小学校の跡地のうちで、防災空地と位置づけているところでございます。これまで、味舌体育館の工事ヤードであるとか、せつつあそびまち遊育園の仮園舎用地として9月末までは活用しておりましたが、現在は平時の利用はございません。

小学校の跡地で申しますと、旧三宅小学校の跡地もございまして、こちらは一部活用がされております。

体育館部分については、隣接する子育て総合支援センターの遊戯室として活用されております。残りは普通財産として管理

してございまして、一部は地域の活動であったり、防災資材の保管場所としても活用しております。

グラウンド部分につきましても、土日を中心にスポーツ活動等に活用されております。

あと、市営鳥飼野々団地の跡地もございまして。こちらは約半分を売却しまして、約半分が残っております。

最後に、千里丘新町の健都イノベーションパークにも市有地がございまして。こちらは、保健福祉部で売却に向けて来月ぐらいから公募をかけていくと聞いております。

続きまして、市営住宅の分です。高齢者への対応でございます。現在、指定管理者の方で高齢者の見守りとして、安否確認サービスきずな電話を無償で提供されております。このサービスでは、毎日同じ時間帯に電話でオートメッセージを流して、安否確認と健康状態の確認をしております。

3日連続で連絡がつかない場合は、電話連絡、もしくは訪問を行うものです。

あと、軽作業サービスハートフルサポーターも無償で提供しております。こちらは高齢者などが高い所での作業とか、あと重い物の移動、配線などでお困りのときに無償で作業のサービスを行うものです。

次に、公営住宅のうちで八町団地の建て替えの取組でございます。

市営住宅の建て替えにつきましては、他市でも多くの事例がございます。

民間活力を導入して、市の負担をできるだけ抑える取組事例もございます。

このような事例を参考に、研究、検討をしまして、建て替えの方針を策定をしております。

令和9年度までにこれを策定しまして、その後はその方針に基づいて、具体的な計

画を立ててまいります。

以上でございます。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 防災サポーターの現状と今後の展開についてのご質問にご答弁申し上げます。

防災サポーターにつきましては、委員がおっしゃっておいりましたように、現在103名の方に登録いただいております。昨年度の防災サポーターの取組につきましては、具体的に活動を実施するための知識、それから技能の習得のためのマイタイムラインの作成説明会を8月と10月に3回開催しており、48名の方に参加していただいております。

また、昨年12月の三宅地区の自主防災訓練では、地区の防災サポーター5名に参加していただきまして、南海トラフ地震の発生を想定した避難所開設の受入体制や、プライバシー保護テントとダンボールベッドの組立てなど、自主防災組織と連携した訓練を実施されております。

今年度につきましては、防災サポーターや自主防災組織と一緒に、ワークショップを開催しまして、避難所におけるそれぞれの役割や手順などを整理した避難所運営マニュアルの整備を進めてまいりたいと思っております。避難所運営マニュアル作成では、マニュアルの素案の段階で市職員と地域の皆様とが一緒になって、避難所運営訓練を実施して実効性のあるものに仕上げてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課からは、安威川ダムに関してご質問にお答えしたいと思います。

委員がおっしゃる中の安威川ダムですが、今年の3月頃には試験湛水を行い、試験湛水の結果から完成を迎えます。今年度におきましても台風、大雨等が降る中で、安威川の水位を見る中では、大きな変状は見られなかったことから、一定の効果があつたと思っております。

現在も、安威川ダム工事事務所において、推進会議が開催されております。これにつきましては、水源地域対策特別措置法に伴って負担金を支払っている自治体に大阪府が入った中で、安威川ダムの完成状況あるいは今後の下流域への通知方法などが話されております。今後、安威川ダムの完成とともに茨木土木事務所へその所管が移ると聞いております。

それ以外にも三島地域における防災関係の行政機関、ライフラインの事業者、運輸事業者等が参加する三島地域水防災連絡協議会が開催されております。

この中では、洪水や水害などについて、防災・減災の広域的な取組、この計画に安威川ダムの運用等も含めた内容で議論されております。

これらの議論に踏まえ、我々、摂津市も参加させていただき、内容も聞かせていただいております。

その中で出てくる意見や報告等につきましては、摂津市の今後の内水対策、外水対策について、水みどり課、防災危機管理課が担っております初期防災等にも取り入れて少しでもいち早く、防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、千里丘三島線東側道路改良事業につきまして、ご質問いただいた内容についてお答えさせて

いただきます。

まず1点目、令和4年度の取組のお問い
でございました。

事務報告書273ページにもお示しを
させていただいておりますが、今年度道路
工事させていただくに当たりましての詳
細設計を令和4年度に実施をいたしてお
ります。

2点目、道路の用地買収、移転補償に係
る部分でございます。

用地の購入につきましては1件、物件の
移転補償につきましては3件ございま
す。

二つ目のお問いで、千里丘三島線の道路
整備に関連しまして、香露園1号線の交通
規制のお問いであったかと思えます。かね
てから委員よりご質問いただいた経過も
存じ上げておりますが、この交通規制に関
しましては、交通管理者でございます摂津
警察署の考え方も以前よりご答弁させて
きていただいている経過もございま
す。歩行者の安全な通行空間の確保の部分では、
本市としましてもかねてから歩道の整備
であったり、通行に係る路面標示であつた
り、電柱幕等の注意喚起も整備をさせてい
ただいて、速度抑制などの啓発には取り組
んできたところでございます。

警察の所管でございます。かねてから重
ねて地元のご要望として市からもお伝え
もさせていただいております。警察の考え
方といたしましては、周辺の交通規制の状
況や大型車の迂回路、また広範囲にわたり
ます事業者への影響等を考慮した検討が
必要であるということもお伺いいたして
おる状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 西課長。

○西道路管理課長 それでは、決算概要1

18ページの千里丘駅前広場管理事業に
おけます千里丘駅前広場のこれまでの取
組と、今後に向けた動きに対するご質問に
お答えさせていただきます。

現在、JR千里丘駅前広場の管理につ
きましては、本事業におきまして施設の管理
運営を委託事業者の方へ委託しまして、駅
前広場の日常清掃や2階橋上通路の雨水
排水管及び排水溝の清掃、照明施設の清掃
管理、樹木の剪定、エスカレーター及びエ
レベーターの設備保守点検など、様々な
日々の維持管理を行っているところでござ
います。

委員がご指摘のとおり、駅前広場にお
けます施設につきましては、再開発事業とそ
の周辺の整備が終えてから以降、およそ3
0年が経過しております。橋上通路からの
雨漏りやタイルの割れなど、施設自体の老
朽化や高齢化が進んでいることが大きな
課題となると考えておるところでござい
ます。

最近では、このことから西口及び東口の
エスカレーターの更新や繰り返し発生い
たします2階橋上通路の雨漏りなどに対
して、屋根材の一部取替えや目地部へのシー
リング材の注入、雨どいの設置、タイル
につきましては割れや浮きなど、仮補修材
になりますけれども、補修をさせていただ
いているところでございます。

JR千里丘駅は、市内だけでなく市外か
らも多くの方が利用される本市の玄関口
であり、重要な交通結節点であります。し
かしながら、整備より約30年が経過して
おり、近年、至るところで先ほど述べさせ
ていただいたような劣化や損傷も見られ
ますことから、今後は全体的な修繕の検討
が必要であると考えております。

このことから、現在、令和8年度の完成

に向けて進められております千里丘駅西地区の再開発事業に合わせた改修も検討しているところであります。いろいろな課題解決に向け、今、関係機関といろいろな会議し協議調整しているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課から大正川に関するご質問にお答えしたいと思います。

大正川の樹木伐採につきましては、市民の皆さんや議員の皆さんから、毎年、樹木の伐採についてご要望を承っております。

その要望を受けた際には、我々職員が現地へ赴き、写真等を撮影した上で茨木土木事務所へ速やかに河川管理者として対応していただけるように要望をしております。

その要望以外にも、大阪府茨木土木事務所と摂津市の職員が、毎年1月頃に河川点検として、合同で大阪府が管理しております5河川、安威川、大正川をはじめ、河川内において、一緒に歩いて点検をしております。

その際にも樹木の伐採や護岸の傷み等も我々職員から指摘し、修繕いただけるように要望も上げております。

そのような中で、大阪府からは樹木の伐採や堆積土砂の掘削、洗掘土砂の埋め戻しなど維持管理については、現地踏査や、先ほど申しました河川点検などの結果、沿川の市街地化の状況、氾濫時の影響や予算規模等を考慮した上で実施優先度を定め公表するとともに、計画的に順次対応を進めていくと聞いております。

実際に大正川ではありませんが、先ほど委員からもお話がありました境川は倒木

等で流水障害を起こしているのではないかと。あと正雀川におきましても、雑木が延長の長い間、生えていることもご要望いただき連絡させていただきますと、事前に茨木土木事務所が現地踏査で確認し、業者発注の上、速やかに伐採という流れで進んでいる事例もございます。

大正川につきましても、これからも我々から要望を伝えているのに、速やかに伐採をしていただけるよう、引き続き要望は続けてまいりたいと考えております。

もう一つの大正川の右岸のジョギングロードについて、一部分の舗装がなく、歩けない部分につきましては現在、大阪府が管理しているところでございます。大阪府で除草等も行っていただいたところがございますが、そういう要望があるということをお伝えするとともに、実際に歩道等を造ることが可能なかどうかは、大阪府によるところが大きいところです。また、そういったところの情報を聞きながら進めていけるかどうかも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 2回目です。

最初の30年問題に対する認識と、それを前提として市民の暮らしをきちっと把握していただいて、市民から預かった財源を使って、暮らしを守っていく、この問題については、これまでたびたび申し上げております。ただ単に収支の問題だけでなく、原点に立ち戻って、いろんな分野の仕事がありますけども、頑張ってくださいたいと、申し上げておきます。

市税の問題については、令和4年度が11件で、増えています。暮らしがどんどんしんどくなっている。大変な物価高騰

が続いており、暮らしは大変だということをはっきりしております。より多くの方々にこんな制度がありますよと、知らせる努力はしていただきたい。

先ほどの話ではホームページ、問合せがあったらご説明とのことであります。その他いろいろ毎月の広報とかありますので、より周知、拡大できるようにしていただきたいと、お願いしておきます。

人口が増えた件であります。

千里丘新町だということで、単純にそういう話がされたわけであります。人口が増えている摂津市において、鳥飼地域で小学校の統合問題を議論している、摂津市全体のまちづくりがどうであるか問われています。全体のバランスの良いまちづくりについて、いつも忘れないで取組を進めていただきたい。

財政問題であります。中期財政見直しを見ても、いろんな理屈が当然あります。この間議論してきていますので、単純明快です。今どんどん大型事業をもやろうとしています。

一方、財政の見直しは赤字再建団体に向かっていく。そういうやり方が妥当なのかどうかです。

毎年、次年度予算に対して、総務部長査定の段階でご説明いただきます。例えば、そのとき50億円足らないと話があって、最終、市長査定で当初予算を組みます。

しかし、中期財政見直しでは、倒産状態の数字を示されて、僕らどういう理解をしたらいいのか分からん。より信頼性のある見方をしてほしいことが最大の希望でありますので、これは強調しておきます。

暮らしの実態問題について、申し上げます。

人材問題について、少し触れておきます。

本来、国の地方交付税を増やしていただいて、地方自治体が借金なしで運営できるようにするべきです。そうしなくて、借金してもいいという制度をつくったから、現状に至っているわけでありまして。ただ、これは一般財源です。そういう点で、市として、その金額については、将来も含めていろんな考えがあるかも分かりません。きちんと精査して、予算計上することは当然だと思っておりますので、そういう角度でぜひ見ていただきたい。

暮らしの問題であります。びっくりしたのは、ゼロから所得200万円以下の部分で言いますと、摂津市は64.3%、吹田市が64.4%、茨木が59.1%、高槻市が62%、豊中市で58%、池田氏60.2%、箕面市54.6%。

中身を見てびっくりしました。いろんな所得の区分があります。その中で、10万円から100万円以下のところが全ての自治体で最も多い比率を占めています。特に吹田市では、10ポイント少なかったのに、摂津市を超えて0.1ポイント、10万円から100万円の間が一番多いという構成も含めて、大阪府民の総貧困化が始まっていると見ています。

一般財団法人アジア太平洋研究所関西経済白書2022年で、年収300万未満の所帯の割合です。全国的には2014年から2019年の数字を示されており、15.5から15.3、0.2ポイントしか減っていません。

しかし、関西は2010年14.4%から17.3%3ポイント増えています。それだけ大阪府は、大変だということでもあります。

こういう実態をぜひ見ていただきたい。

先ほどいろいろ予算と決算の関係を申

し上げました。中期財政の将来見通しと、毎年の予算と決算の関係でご苦勞あると思います。あまりにも1年間でこれだけの差が出てくることについて理解ができません。意図的でも当然ないと思いますし、そういう点は一応理解しております。もう少し分かりやすく理解できるようにしてほしいと、要望しておきます。

今申し上げた、暮らしの実態であります。最初に30年問題と言いました。その結果こういう事態になっているわけです。ぜひ財源を使っていただいて、この前も申し上げた、市民に対してこういうことをやっていくとアピールができるよう、頑張ってください。財政問題を終わります。

資産活用課の問題です。未利用地の問題についてお話がありました。旧味舌小学校跡地について、市長は熊本地震があったときに、売却は凍結し、防災活用すると話をされました。今日、いろんな活用がされております。

旧三宅小学校跡地は、毎年3回の大きなイベントもしながら活用しております。両地域のいろんな方々が心配しているのは、今は売らないでいろんな利用をしているけども、今後、売却方針が舞い戻ってくるのではないかとおっしゃっています。

なかなか答弁はしんどいと思います。当初予算でも、二つの問題については、防災空地なり、跡地をどう活用するかについて、努力をすべきだと思いますので、よろしく願いしておきます。

防災空地の問題に関連して、いろいろ災害対策として、避難所があったり、いろんな被災者に対して対応します。上町断層帯の場合、たくさんの避難者を受け入れます。

例えば、地震被害想定で、建物全半壊で1万1,200人と、避難所生活者数を1

万1,000人、罹災者数は3万9,000人とあります。

現在の避難所で対応できるかもいろいろ議論は当然されていると思います。それに加えて、機能の活用も含めて、明和池公園などもいろいろ防災対策用の設備をつけて、今いろんな整備を行っております。その防災空地と見た場合に、特に旧味舌小学校については、そういう経過もあります。上町断層帯という大変被害が出る問題からしても、地域においては、防災空地として位置づけて頑張ってもらいたい気持ちもあります。そういう意見も出ておりますので、それぞれの防災空地に対する担当として、見方について一度聞かせていただきたい。先ほど要望しましたけども、この問題について答弁できる範囲で、答弁いただきたい。

河川改修の問題であります。いろいろ以前に比べればご苦勞いただいて、一緒に巡回もしながらより要望に答えていただく努力はされています。去年は2月にされており、感謝していますが、毎年のもので、どんどん大木が増えています。

僕の子どもがちっちゃいときには大木はなく、水面で一緒に遊んでいました。今は、おじさんたちが魚釣りをしており、大木だらけです。これでいいのかという問題がありますので、元の状態に戻してほしい気持ちは当然あります。少なくとも災害時に支障のない状態と考えた場合、今日申し上げたことも含めて、ぜひ強気に進めていただきたい。

ジョギングの問題についても、待ち望んでおりますので、よろしく願います。

防災関係であります。

防災サポーターの活用問題については、表向きの方向性と具体的な取組方がなかなかマッチングしない。担当も忙しいから、

その大変さは分かります。しかしながら、きちっと地域防災組織、防災サポーター、市の担当を含めて、摂津市内全体の各自治会も一体となって、被害想定に向けてどう対応するのか。マイタイムラインも含めて一緒につくっていく姿勢が全然感じられません。タイムラインの勉強会だとか、地域でいろんな防災、いろんな種類の訓練をするのは分かります。大事だと分かっています。何か組織的な取組方をぜひ考えていただけて頑張ってもらいたいと思います。

安威川ダム関連問題であります。

私どもが心配しているのは、線状降水帯規模の豪雨が発生した場合にどうなるのかです。以前は、安威川ダムができれば、万々歳との雰囲気があったと思います。しかし、1時間に80ミリ以上の雨の場合、放水もしていくことになるわけです。限界を認めながら、でもできたことによっていろんな効果が確かにあります。それをプラスに考えた上で、総合的な治水が改善されるよう結論を出すために頑張ってもらいたいと、お願いしておきます。

建設関係の千里丘三島線の問題です。

いろいろ考え方があろうかと思えます。実際問題、毎朝、蔵垣内にお住まいの人からは、外回りで入ってもらっているとの話を聞いております。それでもたくさんの大型車が通ってくるわけです。そういう点では早めにやっていただきたい。警察署が判断することですけれども、ぜひ早くやっていただきたい。

そのため、判断を促すための材料づくりをぜひ市の担当としてやっていただきたいことを強調しておきます。

千里丘三島線の拡幅問題で、数名の方が該当でありました。裏に小さい道があるために、そこを開発しようと思ったら、中心

後退によって土地を取られることになります。この間いろんなもめごともありました。数年前から取組をしているわけで、公共事業に協力する方についての不利益にならない対策をすべきだと思っています。

今回お話にあったように、住居地域であります。建蔽率が60%、容積率が200%で、近隣商業になりますと、建蔽率が80%、容積率300%となります。なかなか用途地域の見直しは難しいと思います。茨木市や大阪市では、公共事業に協力する方々が不利益にならないように、いろんな対策を行っていることを聞いております。研究もしていただいて、なかなか用途地域の変更まではしんどいかと思いますけれども、条例などもつくって、特例も含めて不利益にならないよう対策していただきたい。

今回のような事例も発生したので、頑張って対応を研究していただきたいと、お願いしておきます。

千里丘駅前の広場の問題であります。

この間、タクシー乗り場の問題についてもいろいろご苦労いただきました。いろんな表示もしていただいたのでよくなったかと思えます。ただ、まだまだ整備も当然必要でありますし、修繕も含めてやっていただくようお願いしておきます。

市営住宅の問題であります。

最近、高齢者の方々が、病院やご自宅などで転倒され、病院に運ばれる事例がよくあります。

そういう点では、いろいろ市営住宅も大変かと思えます。住居者は、65歳以上が62%で、6割を超えています。これからもどんどん増えていきます。

このほかいろいろケース・バイ・ケースで対応されていると思います。先ほどおっ

しゃった、きずな電話を利用されて、3日間連絡がなければ対応するとの話であります。令和4年度を含めてどういう対応が具体的にあったのか、教えてください。

最後に、鳥飼八町団地であります。

平家で利用していただいております。お話にあったように、今後5年間で方向性を決めて、その後に具体的に動いていくことになります。

いろいろご議論中ではあると思いますが、多くの方々に市営住宅を提供していくことが重要になります。

公営住宅等の将来におけるストック量の推計を出した数字があります。これを見ますと、令和12年度では、970戸が足りませんとなっています。

建て替えをするとした場合に、行くところがないわけです。行くとしたら、保証会社に、一月分の家賃を払って、それで見ていただく。場合によっては、大家の意向によって断られ、いつも苦勞するわけであり、何とか住まいの確保であり、改めて公営住宅の要望もあると思います。建て替えることは基本線として持っていたかと思いますが、その考え方についても教えてください。

以上です。

○三好義治委員長 土地活用の関係で、山口総務部長。

○山口総務部長 それでは、旧味舌小学校跡地、旧三宅小学校跡地のことにつきまして、これまでの経過を踏まえておさらいの意味で申し述べたいと思います。

平成17年の第4回定例会で統合ということが決まりまして、それ以後、平成18年に、私、政策推進課に配属になりました。そのときから、一応跡地活用の担当ということで、両小学校跡地の地元で懇談会

で入ってまいりました。

平成20年4月1日に統合になるわけです。特に平成19年度は土日含めて、学校体育開放委員会の方でありますとか、地元の方々、ほぼ秋口は毎週のような形で懇談会を持ってご意見を伺ったと記憶をしております。

その中で、先ほど言いました学校体育開放委員会の皆様のご要望が非常に強かった。校舎にしましても、学校の地域性を鑑みて、学校単位でいろんな活用をされていたということがありまして、校舎の暫定活用の基準というのをつくりました。これまで使っていた方々に対して引き続きお使いいただく。使えるところで、多目的教室や視聴覚教室を使っていた。

体育館もしかりですし、グラウンドも学校体育開放の中で保護者の方であったりとか、地元の方が使っている分については使っていただく基準をつくって運用して、平成20年5月1日からはスポーツセンターとして開設をして、条例制定をいたしました。

そのような経過の中で、平成21年ぐらいからは旧味舌小学校の跡地活用を考える会の皆様との懇談会を十数回は重ねたのではないかと思います。

そのような経過の中で、平成26年か平成27年にスポーツセンターの体育館が建築基準法の用途地域違反であることが判明しました。私も非常に抜かしておったことで申し訳なかったんですけど、こういうことも踏まえて、並行して跡地活用の基本計画を平成26年度に策定をして、総務常任委員協議会でも当時は説明をさせていただきました。当時はまだ売却も、方針の中の一つとして、あらゆる選択肢を排除

することなく検討してまいりますという言い方を議会ではさせていただいたかと思ひます。

子どもの観点から正雀保育所、民営化ではありますけれどもこれは残しますということは変わりませんでした。あと、旧三宅小学校につきましても、三つの浸水しない避難所の一つでもございましたので、そういう点も最大限、鑑みた中での現在になっていると思ひます。

その中で、平成28年の第2回定例会の折に、先ほどご紹介のありましたとおり、売却についての凍結ということが打ち出されました。我々、普通財産を管理する側としましては、防災空地、防災上の観点は非常に重要な観点だと思ひます。特に旧味舌小学校につきましても、都市部の中での空地、それから先ほど言ひました三宅につきましても、高台といひますか、浸水しない三つの避難所の一つでもありますので、その観点は今後も非常に大事な観点かと思ひます。

ただ、我々、事務方としましては、市としての方針では、今は凍結ということでございます。基本的にはいろいろな用途について検討していく義務があると思ひます。

その中で、どういふ判断といひますか、方針がされるのか、それによりまして、現在のところ、空地という意味では重要性は十分認識しております。今後につきましても、市の方針を待ってのことになるかと思ひております。

以上です。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 今、総務部長から答弁させていただきましたけれども、私から補足をさせていただきたいと思ひます。

旧味舌小学校、それから旧三宅小学校の

跡地についてでございます。先ほど野口委員からありましたように、地元の要望としては、売却せずにそのまま置いてほしいと、そういう要望でございます。残地の活用については、私、三つの選択肢があるのかと思ひております。

まず現状のまま空地として、それから災害時の避難場所として活用する、これが現在、置かれている立場かと思ひております。

それから、二つ目としては、新しいニーズに応じた上物の整備をしていく。これも一つの選択肢です。

それから、三つ目としては、売却、これも当然問題としては出てまいります。

こう考えたときに、先ほど中期財政見通しのお話がございました。非常にこれから財政は厳しくなっていくと、これは認識をしております。我々中期財政を見通したときに、赤字を避けるべく、不断の行政改革をしっかりとやっていって、それから財政への好転に持っていきたい。これが我々の願ひであります。

そうしたときに、社会情勢とかあるいは市の財政状況、それによって土地の扱ひ方が変わってくるであろうと思ひております。

できる限り売却は避けていきたいと私も思っております。しかしながら、その時々状況によっては、一定の判断がなされると思ひております。

ただ、現在では、売却との判断については、今判断を下す状況ではないと思ひております。

○三好義治委員長 市営住宅の関係で、浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、市営住宅の関係できずな電話の状況でございます。

令和4年度は、登録者数4人でございます。今後もこういったサービスがあること

を住民の方に周知しまして、できるだけこういったサービスを活用していただくように周知してまいりたいと考えております。

もう一つは、八町団地の建て替えの件でございます。

ご紹介いただきましたように、計画の中で、需要を満たさないとの数字が出ております。

しかしながら、本市ではこの計画においても記載があり、現状維持するところがございます。これは、これまでの府営住宅の募集状況であったり、市営住宅の募集状況から、著しい困窮年収水準未満の世帯が必ずしも市営住宅、公営住宅の入居を望んでいないところだと思っております。

現状でも、近隣市の府営住宅では常時空室もございます。そういった状況から現状においては、市営住宅の戸数を維持することとでございます。そのような中の八町団地の建て替えでございます。現状についてはご存知かと思うんですけれども、平家建てで、少し庭もある状況でございます。建て替えの際に、当然土地の有効活用で、高度利用については考えていきます。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 総務部長と副市長に答弁いただいた件であります。そういうことがちまたでは今うわさになっています。

できるだけ売却しないで頑張っていきたいという趣旨のご答弁だと思います。自治体は、基本に立ち返れば、市民の要求に応じていく、そして、現状の中で市民の暮らしをしっかりと支えていくこととなります。そういう原点から物事の判断基準にさせていただいて頑張っていきたい。

今日、30年問題も含めてお話をさせて

いただきました。今、生活がしんどい状況を皆さん分かっていると思います。僕らも日々いろんな生活相談を見ながら感じております。

先ほど触れましたけども、大変な物価高の状況だと思っています。ガソリンの問題でも、4月まで補助金を延長すると今言われております。

しかし、実態は三重苦の中で、賃金も伸びていないので、暮らしが大変、どんどん物価も上がるということでもあります。

この前、東京銀行が調査した結果がありますので、少し紹介します。

東京銀行の調査で、生活にゆとりがあるかどうかの質問に対して、57.4%が、ゆとりがないと答えております。これは2年間で1.6倍伸びています。いろんな状況もお話ししましたし、貧困化の問題で、数字も紹介させていただきました。どんどんしんどくなっている点では、市民の暮らしを守り支えていく立場で、来年度の予算編成に入っているかと思っております。令和4年度の取組を総括して、臨んでいただきたいことを強調し、質問を終わります。

○三好義治委員長 野口委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、幾つかお聞きします。

最初に、第2回定例会でも専決処分がされました。令和4年度の実質収支が赤字決算となりました。その理由については、第2回定例会等で説明もいただき、また釈明もしくは質疑等もかなりやられたので、あ

まり繰り返すことはしません。大まかにいいますと、摂津市の財政は、府内のトップクラスの財政力があって、財政調整基金もほぼ温存されている。その中で、事務上のミスを組織的に発見できずに対処できなかった理由から、繰上充用されたという専決の報告でありました。その際には、3,660万3,000円ほどの実質収支赤字が見込まれた。今回決算として様々な精査がされ、実質上の赤字が2,965万7,690円ほど、約3,000万円弱となりました。

この点については、いろいろ原因を分析し、再発防止をしていかなければならないと議論されていることかと思えます。大きくいえば、財政上には大きな影響はないというご答弁もさきの議会でありました。しかし現状として赤字決算となったことについては、市民の皆さんにもしっかりと説明をしていかなければいけません。それから再発防止という点でもきちんと報告もしながら、全庁内で共有いただく必要があるかと思えます。そういった点で質問をさせていただきます。

再発の防止について、幹事長会でもご報告をいただいています。改めて再発防止について、今回のミスが分からなかった理由、見逃してしまったこと、今回のミスの原因、理由の分析からどのような再発防止策が打たれているのかをお聞きします。

もう一点は、赤字決算になることで、市民の皆さんにしっかりとその内容を説明していく必要があると思えます。その市民への周知をどのようにされていくのか、お聞かせください。

二つ目、資産活用課、決算書56ページ、土地貸付収入に関わる部分です。先ほども未利用地、低未利用地の議論がありました。

土地貸付収入が前年と比べると約250万円増えています。普通財産の貸付けで、一定有償で貸し付けておられるのがこの収入額だと思います。一方、無償で貸し付けていることもあるかと思えます。有償の貸付け、無償の貸付けの基準はどうだったのか。今回の貸付収入の中でこういった比率になっているのか、お聞かせください。

3番目、決算概要128ページ、市営住宅についてです。これも議論がありましたので、重複しないようにお聞きします。先ほど課長も言われていたとおり、長寿命化計画が令和4年度末に出ました。市営住宅に住んでおられる方も含め、計画の中にもあるように困窮して住宅が確保できない方と、実際に供給がどのくらいあるのかを考えると、需要が満たされないことからいいますと、公営住宅は良質な住宅を提供していく上で非常に大きな役割があると思えます。こういった大きな役割を持つ市営住宅の長寿命化計画は、広く市民の皆さんや市営住宅にお住まいの方々にお知らせをして意見を募集することが非常に重要と思えます。そういう観点からパブリックコメントの制度も非常に重要だと思っております。パブリックコメントがホームページに掲載され、市民の意見が1件でした。このパブリックコメントは、どのようにされ、それから市民意見を聴く取組、パブリックコメントの目的からして、役割が果たしているのかどうなのか、お考えをお聞かせください。

四つ目、決算概要136ページ、自宅療養者支援委託料です。これも議論がありました。コロナで病院や療養施設に入れない方々が自宅療養を余儀なくされている中、外出ができない、外出を控えてもらうための支援策として非常に有効な施策と思っ

ています。令和4年度は、当初予算にはありませんでした。第1回定例会の補正予算1号と補正予算第4号で二度にわたってこの予算が組まれました。実際蓋を開けてみますと、決算額は、補正予算で増額した金額をさらに上回る金額となっております。その点、非常に予測を上回る需要があり、支援を求める方が多かったということです。財政上、どのような手だてがとられたのかについてお聞かせください。

これも議論がありましたので、要望だけにしておきます。決算概要136ページ、個別避難計画作成業務委託料、それから防災協力農地案内標識製作委託料、どちらも未執行になっていました。先日もいろいろ質問があり、お答えもされています。主要事業表にも載っている大事な事業として、当初予算にも組まれたものであります。もう少し防災といえば非常に幅広い業務で、いろいろな計画を立てなければいけない。もちろん国や大阪府からのいろいろな要請もあるかと思いますが、摂津市に合わせた、精査した形での予算組みをしていただくことが、防災対策予算を有効に使うことになると思います。その点は気をつけていただいて、来年度の予算編成に生かしていただきたい。これは要望としておきます。

5番目、防犯についてです。

決算概要52ページ、防犯カメラ設置事業があります。防犯灯もあり、いろいろな形で防犯対策が打たれているかと思えます。防犯カメラは、犯罪抑止や犯罪捜査に活用される。同時に気をつけなければいけないのは、幅広く一般公道を通られている方々のプライバシーも保護していかなければいけない。その運用については非常に抑制的であればならない。その管理は、設置者である摂津市がしっかりと管理を

していかなければならないと思っています。これまで質疑をやっている中で、防犯カメラの活用はほぼ警察の方々だとお話をお伺いしております。令和4年度の防犯カメラのデータの開示は、どこに何件あったのか、その点の管理がされているのかをお聞きします。

それから6点目、情報政策課、決算概要44ページ、個人情報保護制度運営事業です。個人情報保護については、令和4年度末でしたか、個人情報保護法の改定によって、令和5年度から個人情報保護条例そのものが施行条例に変わった経過があります。個人情報保護法は、これまでの個人情報を保護する性格から、個人情報の利活用、そしてそれぞれの自治体でばらばらであった個人情報のルールを標準化していく目的でつくられ、摂津市の独自で設けられた個人情報保護審議会の役割も大きく変わっていくことになると思います。

そこでお伺いしたいのは、この個人情報保護審議会、令和4年度は3回開かれたかと思えます。どのような議論をされて、どのような意見が出されたのか。新しい法制度の下でこれまで出されてきた審議会委員の皆さんの様々な注意事項であるとか、意見については今年度も来年度以降も生かされていくのかについてお聞きします。

それから7点目、決算概要52ページ、DX推進事業です。

I C Tのデジタル格差についてお聞きします。デジタル行政は、業務の効率化であったり、住民の皆さんへのサービス提供という点では、非常に重要であり、一歩一歩前に進めていく必要があると思っています。同時にデジタルデバイドは、情報格差、I C T格差に留意する必要があると思っています。今回、令和4年度で様々なD

X事業が市民向けにも設けられて、利便性の向上もうたわれております。一方、スマホやインターネット、マイナンバーカードの取得が前提となっているサービスが中心だと思います。人によっては非常に便利になるかと思いますが、同時にその扱い方であるとか、情報リテラシー、ICTリテラシーについては、職員の皆さんや多くの市民の皆さんにも理解していただかないと、特殊詐欺が非常に今、大きな問題になっています。そういった取組も同時に進めていく必要があると思っています。その辺の支援について、デジタル格差、情報リテラシーの問題からどのような取組をやられているのか、お聞きします。

次は水みどり課、8番目、決算概要128ページ、公園維持管理についてです。令和4年度、鶴野第2公園を廃止して、環境センターを解体後の約5年後に、そこへ防災公園を造っていく。中学校の給食センターの建設などを含めた鶴野地域の公共施設再編計画が発表されました。そんな中、鶴野第2公園の廃止に対しての反対の声が地元の皆さんからも上がっています。この計画が出されたとき、文教上下水道常任委員協議会でもご質問させていただきました。野外施設が利用できる市内二つのうちの一つの大事な役割を持っている4,000平米の都市公園です。新しい大きな公園ができるまで約5年かかると代替施設はしっかり用意しないといけないと申し上げ、代替施設を早期に議論をして、市民の皆さんにお知らせをしていくことが必要だと申し上げてきたかと思っています。その辺の進捗状況をお聞かせください。

続いて9番目、道路交通課への質問です。

これも何度もいろいろお聞きしたし、いろんな議員も質問していますが、公共交通

整備についてであります。

高齢化が進んでおります。それから高齢者の運転免許証の返還等があります。それから鳥飼まちづくりグランドデザインをはじめとした摂津市のまちづくりでも、移動手段を充実させていくのは、非常に重要な課題だと思います。そうした中で、公共交通の整備調査委託もされております。その調査を受けて庁内でのあり方検討会議が6回ほど開かれていると報告をいただいています。いろいろなアンケートを基に、庁内各部署が寄って、議論をしていただいて、この後に続く地域公共交通計画や協議会の中で、ぜひ生かしてほしいと思います。庁内のあり方検討会議は、どんな方向性で、議論をされているのか、どんな目的を持っているのかをお聞きしておきます。6回の会議の中でどんなことがあったのかも含めてお聞かせください。

最後、決算概要116ページ、交通安全についてであります。

大阪府の外郭団体が出しているデータおおさかという資料集があります。その中で市民人口当たりの交通事故件数であるとか、いろいろな指標が出ております。交通事故の発生件数が摂津市は北摂の中でも非常に高い状態です。2019年、2020年、2021年までのデータを見ますと、いずれも非常に高い状況にあります。そんな中で、摂津市の交通事故の多さはどんな特徴があるのか、その特徴に応じての交通安全啓発、対策が必要になってくるかと思っています。その点、どういう状況になっているのかお聞かせください。それから自動車が三差路、もしくは四ツ辻であったり、見通しの悪い交差点等を通行する際の見通しの補助設備として、カーブミラーが市内各地で設置されていると思います。ここ

数年を見ますとカーブミラーの新設件数が1件もしくは2件で非常に少なくなっていると思います。

一方、交通事故は非常に多い状態が続いています。地域の皆さんからは、カーブミラーをつけてほしいとの要望もたくさん出ていると思います。カーブミラーの設置への要望は、令和4年度を含め、この間どのくらい出ているのか。また、出ている中で、実際に設置に至るケースと至らないケースの基準が設けられていると思いますので、ご説明ください。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、赤字決算に係る再発防止策、市民への周知についてのご質問にお答えいたします。

まず令和4年度の実質収支が赤字決算となっていましたことにつきまして、事務処理等、財政課でもチェックが十分にできておらず、大変ご迷惑をおかけいたしましたし申し訳ございませんでした。

今後の再発防止策として、財政課でできる取組につきましては、財務会計システム上と現実の金額との差に対して、根拠に基づいたチェックを担当課で行えていなかったことが原因でございます。

また、決算見込みについて財政課からも照会を各課に行っておりましたけれども、その照会の意味の理解が不足していたところがございます。今回の事象について、全庁で共有を図り、決算見込みの重要性、歳入歳出の見込み誤りによる影響を認識いただくことから始めたところでございます。

今後の取組といたしまして、財政課からの決算見込みの照会の提出回数等も追加し、しっかりと見ていただこうと考えてお

ります。

実際に決算見込みで、5月にまだ入金がないような大きい金額の場合につきましては、収入予定日及び決定通知書等、根拠資料の提出を担当課に求め、それを会計室と情報共有をして、漏れがないように事実誤認を防いでいきたいと考えております。

また、財政課、会計室でそれぞれ把握している内容についても情報共有をすることで、収入時期の把握、調定誤りの気づく機会を増やすことにつながると考えております。

また、財務事務についての知識を増やしていただくことにつきましては、8月に新任係長を対象に研修がございます。その際、会計ハンドブックというマニュアルがありまして、そちらを参考にしながら、財務事務、つまり調定や支出負担行為や決算見込みの確認方法なども含めた研修を行っております。そちらで、今後再発防止策を図っていききたいと考えております。

また財務会計システムと、予算差引簿を活用して、財務会計システムのフォローといたら変ですけれども、照らし合わせて、漏れがないか確認できるように、各課で予算差引簿の活用を周知しております。それにつきましては、会計ハンドブックにも記載いたしまして、各課で内容を見て、データの課内共有を図って、複数人の目に触れることでチェック体制の強化を図れることを念頭に置いて、その方策を周知するようにいたしました。

もう一つ、市民への周知でございます。今後、令和4年度の実質収支について、赤字であるとお示しする場合につきましては、翌年度の予算からの繰上充用、つまり補填を行ったことにより赤字状態が解消できているとお示し、赤字状態が続くとか、財

政状況が危機的な状況ではないことがお示しできると考えておるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、質問の二つ目、土地の有償、無償の貸付けについてでございます。

まず、無償で貸付けできる場合が摂津市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例において定めております。他の地方公共団体、または公共的団体において公用もしくはは公共用、または公益事業の用に供するとき、無償で貸し付けすることができるものです。

もう一つが地震・火災・水害等の災害により、普通財産の貸付けを受ける者が当該財産を使用の目的に供し難いと認めるときは、こちらは無償貸付けできるとしております。

現在、無償貸付けしているものとして、社会福祉法人に貸し付けています認定こども園用地として7園に対して無償で貸し付けております。

また、ゆうゆうホール、あいあいホールにつきましても、こちら社会福祉協議会に対して無償で貸し付けている状況でございます。

一方、有償貸付についてでございます。こちらは、先日、塚本委員からのご質問でもありましたけれども、コインパーキング用地として貸しているものとか、一時的に工事等の事務所であるとか、駐車場など、有償で貸し付けております。

質問の三つ目、市営住宅の長寿命化計画のパブリックコメントについてでございます。

こちらは、令和5年2月14日から令和

5年3月16日まで、約1か月実施しまして、閲覧場所については、市役所本館1階情報コーナーと、本館2階の資産活用課、それから各公民館、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、正雀市民ルーム、市民図書館、鳥飼図書館センター、いきいきプラザ、それから市のホームページとしておりました。パブリックコメントの実施の案内につきましても、広報の2月号に掲載しておりましたが、結果としまして、委員がおっしゃっていただきましたように、1件であったところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 安藤委員の自宅療養者支援委託料の予算と決算額の違いについてご答弁申し上げます。

令和4年度の自宅療養者支援委託料につきましても、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者を支援する目的で、食料品など日用品の支給をしております。先ほど委員がおっしゃられたように、令和4年度補正予算（第1号）で4,500万円を予算計上しているところでございます。

自宅療養者の支援につきましても、令和4年4月1日から支援パックの配達を開始しております。新型コロナウイルス感染症の7波の流行により、4月から6月まで大体月平均300件程度で推移していたものが、7月だけで約1,700件を上回るほど急増しました。この年度末までの見込み額について、9月の補正予算で9,785万円を予算計上しております。併せて、1億4,285万円の予算額でございます。

ご指摘の決算との違いにつきましても、12月から翌年1月にかけて、予測しておりませんでした新型コロナウイルス感染症の第8波の流行を受けまして、支援パッ

クの配達件数が急激に増加したものでございます。それによって、もともと見込んでおりませんでしたので、予算不足が生じました。ただ、感染防止対策の観点から、配達の中断が困難であったため、やむを得ず約300万円の予算流用をしたものでございます。

二つ目、防犯カメラの令和4年度の開示件数と、どこの場所が開示されたかのお問いでございます。

防犯カメラの画像データにつきましては、摂津警察署が捜査活動のために画像データを必要とする際は、防犯カメラ運用管理に関する協定書に基づきまして、緊急を要する場合を除いて、事前に摂津警察署から画像データ利用照会書というのが提出されます。令和4年度の照会件数は424件で、その主な場所につきましては、幹線道路、それから交差点、駅前広場、人や車が多く通るところは照会件数が多かったところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、質問番号6番、個人情報保護審議会についてのご質問にお答えをいたします。

令和4年度には、3回開催をいたしまして、三つの案件について諮問をさせていただいております。その内容につきましては、1点目がふるさと応援寄附金に係る外部提供に関して、2点目が大阪府の事業であります子ども教育生活支援事業の実施に係る外部提供について、3点目が水道料金等の収納事業の実施に係る納付者情報の外部提供についてで、諮問をさせていただいております。それぞれ個人情報の取扱い状況等をご確認いただく中で、三つの案件とも妥当であるとのご意見をいただい

ているところでございます。

また、そのほかに附帯意見と申しますか、ご要望で、例えばふるさと納税の件でしたら、ふるさと納税を装った偽サイト等が全国でも確認されている状況がございます。摂津市のホームページでも注意喚起を行うようにといったご意見もいただき、そのように運用を担当課でしておるところでございます。

また、審議会の意見は今後活かされるのかとのご質問でございました。こちらは、個人情報保護委員会から出されております個人情報保護法についてのガイドラインによりますと、改正個人情報保護法の施行前の条例に基づく審議会による答申を根拠とした運用につきましては、法の施行後におきましては、法にのっとったものであるかどうかを再整理した上で、法の規定に従い、適切な取扱いを確保する必要があるとされております。

本市におきましても、先ほどありましたように例えば個人情報保護条例の規定に基づきます目的外利用等の運用がございます。こちらにつきましては、法第69条の利用及び提供の制限の規定に該当することを確認する作業が必要となってまいります。なお、個人情報保護審議会からいただいておりますご意見に基づく運用につきましては、いずれも法律の規定や趣旨に反するものではなく、妥当な内容ではないかと考えております。

引き続き、法の規定に従いまして適切な運用を行うよう取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、質問番号7番、デジタルデバインドのご質問についてでございます。

デジタル化の推進と併せまして、スマートフォンやパソコンなどを使用されない

方の配慮も必要であると認識をいたしております。行政手続のオンライン化におきましても、書面による窓口や郵送等の手続も残しながら、拡充を進めておるところでございます。令和4年度にも、各所管課におきまして、スマートフォン講習会などを開催しまして、スマートフォンの電源の入れ方からボタン操作などの基本的な使い方やLINEなどのアプリの操作などを学ばれており、これらは今後も必要な取組であると認識をいたしております。引き続き、関係課と連携して推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に关します8番目のご質問、鶴野地域公共施設再編に伴う鶴野第2公園の代替についてお答えいたします。

鶴野第2公園は現在行っております鶴野地域公共施設再編に伴い、廃止という方向性になっております。それに伴いまして、代替との考えですが、鶴野第2公園は約4,000平方メートルございます。

これをそのまま同じ敷地で新たにつくり直すとしたら、そのような場所がなく、困難であることから、鶴野第2公園の中にある施設を移し、どこかで機能の再整備を行う必要があると考えております。それに際しましては、鶴野地域から離れてしまうと効果がなくなりますことから、鶴野地域近くにあります公園や場所で検討していく必要があると考えておりますが、候補地としては、あったとしてもこれからどのような施設を移していくのかを考えていく必要がございます。課題としましては、どのような施設を移すかもありますが、まず地域の皆さんへの説明と、その合意形成が

重要であると考えておりますので、それを考えていきたいと思っております。

今後につきましては、鶴野再編計画の全体スケジュールの進捗具合を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、9点目の公共交通整備事業に关しますお問いに對しまして、お答えいたします。

さきの嶋野委員のご質問への答弁とも重複するところがあるかと思いますが、公共交通あり方検討会を令和4年度から開催をいたしております。委員がご指摘のとおり、高齢化で人口減少等、社会経済情勢の変化が急激に進んでおります。この交通に关しましては、コロナ禍で住民の方の移動機会がかなり大きくコロナ前に比べると変動しておるところです。そういった現実問題を踏まえまして、令和4年3月には、市民向けのアンケートも実施をいたしております。そういったところで現状のデータであったりだとか、聞き取りの状況も把握しながら、この検討会の場で、本市の強みであったり、弱みを踏まえまして、目指す姿の検討を進めてきたところがございます。

今後は、地域公共交通計画策定に向け多様な関係機関、これは交通事業者をはじめ、国や大阪府、当然地域の住民の方々等の関係者、多数の方に関わっていただくことになってまいろうかと思っております。そういうようなところでの協議会、つまり組織を立ち上げる中で、持続可能な公共交通の施策メニューを検討してまいりたいと思っております。

2点目の交通安全対策の実績で委員がお示しいただいているデータをおおさか、大

阪府が出されている指標でございます。1年間の事故件数を人口当たりで割り戻すと、大阪府の平均よりも摂津市が少し高くなる。北摂の中でも摂津市が多くなるというご指摘であろうかと思えます。考えてみますと、摂津市域、割とこじんまりとコンパクトなまちではございますが、大阪中央環状線をはじめ、都市間を結ぶ広域の主要幹線道路が走っております。当然ながらスピードが出ているところがございます。大阪都市圏の中で、大阪地域の北部を担う北部大阪のトラックターミナルであったり、卸売市場であったり、そのバックヤード的な位置づけで、事業所、倉庫であったり工場であったりとかの立地が非常に多い、こういう地勢的なところがございます。大型車が道路交通の中に流入してくる割合も非常に多くなってございます。そのようなところでの交通事故の発生件数が多くなっているように推測されます。過年度のデータをおおさかの数字を確認もし、警察で出されている白書等も見させていただいておりますと、過年度から摂津市は、若干大阪府の平均よりも高めに推移してきております。そのような背景があるのかと推測いたしております。ただ、そういう状況を仮借するのではなしに、それに対してきちっと改善対策を講じていく必要があるかと思えます。そういう部分も含めまして、本市といたしましては、事務報告書の265ページ、266ページにありますように、市民向けには、多様な世代にわたりまして、交通安全、春・秋の交通安全運動だけでなく、各年齢層にわたって、交通安全啓発運動をしっかりと取り組んでおるところでございます。

また物理的な改善といたしまして、道路上におきまして、交通安全対策の道路改良

の工事であったり、修繕であったりの対策、歩行者と自転車、車両等の走行をきちっと分離していく中で自転車の走行の話でいきますと、矢羽根型の路面標示の取組も併せて実施をさせていただいているところでございます。

あと、最後にカーブミラーのお問いをいただいていたかと思えます。確かに設置箇所数につきましては、設置基準を令和3年度に設けまして、それを適用させていただく中で設置をさせていただいております。ただ、5年前に台風があった時点で、カーブミラーのゆがみであったり、角度が微妙に違っていたり、かなり多くの地元のお声をお聴きしながら、改善に努めてきたところでございます。

要望件数といたしましては、令和4年度につきましては、26件ご要望いただいております。ただ、私道からの進入であったりだとか、適用基準といたしましては、なかなかふさわしくないところも見受けられます。そういうところについては、主道路になるところについて、電柱幕の設置で速度抑制であったりだとか、交差点注意であったりだとか、そういうような啓発看板の掲示を行い、対策ということでさせていただいております。

この道路反射鏡と申しますのは、あくまで補助施設でございます。その点につきましては、目視で確認をいただくと。運転者によります視角の補助になるんですが、ミラーという性格上、死角が絶対出てまいります。その目視での確認で、止まっていたのが原則になってまいりますので、その補助施設であると申し添えておきます。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。2

回目をお聞きします。

実質収支赤字について、反省点に基づいて、財務手続上の見直し、それから新たな取組をされているとのことでもあります。何か問題が起きれば、それに対応する対策を打つのは当然ではあります。制度はできても結局それを運用するのは職員であります。さきの本会議でも部長から一人一人の仕事がどうやって次の仕事につながっているのか、もしくは課内の中で一人の人に仕事が集中している中でチェックをしたり、相談をしたりすることがなかなかできてなかったと、反省の弁も述べられていました。そういう点でいうと、部長からその対策、それから意識の部分で、特に今後指導、啓発をしていくお考えについてお聞きしておきます。

続いて、土地貸付収入について無償・有償の基準についてお話いただきました。普通財産であっても、市民のための大事な空間であり、有効に活用されなければいけないと思っています。旧味舌小学校跡地や、旧三宅小学校跡地など、いろいろな跡地についても住民の皆さんの要望にきちんと応えていくことは重要であります。副市長からは三つの選択肢があるということで、売却も一つの手だと思えますとおっしゃいました。もちろん私も売却自体は否定いたしません。今、摂津市が持っている普通財産を住民のためにどう有効に活用していくのか、しっかりと見ていくことが非常に大事だと思っております。

それで、今回具体的にお聞きしたいのは、旧市営鳥飼野々団地の跡地についても今、未利用地として一部普通財産としながら、広場、または地域の保育所の建て替えのときの駐車場で活用されています。普通財産についての有効活用の考えをお聞きしま

す。もともとこの市営野々団地跡地については、当初の予定は売却をするとの方針だったかと思えます。しかし、貴重な空地だということで、半分は民間の住宅に売却をして、残り半分は残されたままになっています。当時は、鳥飼野々と別府で、それぞれコミュニティセンターを造っていく構想のためと説明を受けておりました。別府は公民館の建て替えがありました。その後は、もう立ち消えになりましたけれども、鳥飼のスポーツ広場に総合体育館構想が上がりました。では、鳥飼野々団地の跡地はどうなるのか。非常に貴重な空地でもあり、今のままでは市民にとっても決して有効に活用されていない状況です。その点は現段階で議論されているのかどうなのか。FMとの関係ももちろんあるかと思えますが、お考えをお聞きします。

それから3点目の市営住宅についてです。要望としておきます。パブリックコメントは、令和4年度、市営住宅を含めて5件やっておられ、令和5年度も現段階で5件となっています。恐らく政策推進課でつくられているパブリックコメントの指針に基づいてやっておられます。どのパブリックコメントを見ても、期間は大体1か月であって、閲覧の場所も市役所の情報コーナーで、市民の皆さんは探しながら本館1階のトイレ横まで行かないといけません。あと担当部署、コミュニティセンター、コミプラ、公民館、図書館というように、大体公共施設は決まっております。実際に足を運んで見に行ってもじっくりと腰を据えて、見て、意見を書こうという環境にはないのが実態です。パブリックコメントは、市民の皆さんがいろいろな市の計画に対して意思形成段階から参画してもらうためにやるもので、国が決めている制度であ

り、それに準拠した摂津市のパブリックコメントです。何か言葉は悪いですが、手順上の流れの中でやっているだけに見られてしまえば、一生懸命頑張っただけの計画が、市民の皆さんに知らされないうまま出来上がってしまうわけです。この点、改善が必要だと思いますし、今回はもう既に出来上がった長寿命化計画です。その中身において、住人の皆さんを含めて市民の皆さんにも周知をしていただきたい。

併せて、公営住宅の需要が多いです。だから施設が足りない状態の下で、計画の中では、需要が多いのであれば増やす、減らす必要はないと結論づけていて、三段論法からいってもおかしな結論づけになっている計画です。とはいえ出来上がった計画で、良質な住宅をどう提供していくのか、民間住宅の買上げなども検討していく中で、良質な住宅を市民の皆さんにも提供できるように検討していただきたい。

地震や台風の後、古くて安い貸家がどんどんなくなり、建て替えによって家賃が上がってきています。そこから出た人たちが住む家を探すのに非常に困難になっているのが実態としてあると思います。しっかり住民の皆さんの実態を調べていただく中で、市営住宅の今後の考え方を検討していただきたいと、要望しておきます。

次が自宅療養者支援についてです。

コロナ感染者が、第7波、第8波と非常に急激に増える中で、自宅でもらざるを得ない方々にとっては、非常にありがたい制度だったと思います。急激に必要なようになってきて、流用をせざるを得ない状況になったとご説明をいただきました。ある意味、予算がなくなったからやめてしまったのではなく、きちんと対応したことは良かったと思っております。またこんなことがあ

ってほしくはないですが、住民の皆さんの困窮や困難に対し、柔軟に対応できる市政運営であってほしいと思います。この点は以上にしておきます。

次に、防犯カメラについてであります。

年間424件の非常に多くの照会があると改めて感じたところでもあります。

先ほどの交通事故の件でもご紹介した、データおおさかの中には、刑法犯認知件数、人口当たりの市町村別に統計があります。刑法犯の認知件数についても、北摂の中で摂津市は非常に高いです。先日、地域交通安全大会で摂津警察の署長からも大阪府で、摂津市の刑法犯認知件数が多いと言われていました。防犯の取組は、犯罪抑止をどうやるべきかだと思います。防犯カメラは、設置を主に警察と相談して、警察の犯罪捜査に役立つところにつけていくとの説明をこの間されてきたと思います。もちろんそれも大事でありますけれども、犯罪抑止は、地域の皆さんのつながりで、地域の皆さんが犯罪を抑止していくためのまちをどうつくっていくのかも重要だと思います。地域の中から、こういったところにつけてほしいという要望についても積極的に検討していただきたい。もちろん運用はきちんとやらないといけませんけれども、地域の皆さんが犯罪抑止に必要なと思われる場所も積極的に検討の一つとして上げていただきたいことを申し上げておきます。この点は以上にしておきます。

次に、6点目の個人情報保護審議会についてであります。

これまでの審議会でいろいろな意見が出されていて、例えば令和3年度第3回では、たびたび本会議でも問題になっていました。18歳、22歳の若者の情報を自衛隊に提供することについて、少なくと

も本人の個人情報の自己情報コントロール権の観点から、きちんと除外申請をやるべきだと意見が出されていたかと思いません。そうした中で、令和5年度において除外申請の受付等もやれたと聞いております。そういった法的に問題なく賛成をされていても、意見としては気をつけなければならないことや、今世の中でこんな犯罪が起きているんだけれども、大阪府に情報提供をして大阪府がさらに外部委託する際、その委託事業者は大丈夫ですと、いろんな注意喚起もしておられます。そういった観点は審議会を開かれる対象にはならないのかもしれませんが、ぜひ生かしていただきたいので、要望しておきます。

令和4年度の第3回の審議会においては、今回の個人情報保護条例がなくなって、施行条例に変わり、どんな制度が変わっていくのか説明もされている中、私もこの議会で質問しました。行政の匿名加工情報の提供についての質問がありました。今回、摂津市の施行条例では匿名加工情報の対象となるような情報がないこともあって、当面条例にはうたわない。他団体からの要請があったときにどう対応するのかとの質問に対して、法律的には、迷うときには国の個人情報保護委員会で確認するとのお答えをしておられました。その点については、条例上にないものについて、そういったものが事実上起こり得るのか、もしくは起こり得るとしたら、そういった場合は匿名加工情報として提供することになるのか、その見解だけお聞きしておきます。

次に、7番目のDX推進事業です。令和2年度末、第2次摂津市地域情報化計画が策定され、令和3年度から令和7年度の5か年計画であり、行政経営戦略の進捗管理の中でも到達点などが報告されています。

先ほどもデジタル格差の問題について質問しました。もう一点お聞きしておきたいのは、地域情報化計画の中で大事な自治体の情報、とりわけ住民情報システムなど、国主導の標準仕様の策定、自治体のクラウド化が進められてくる問題、それから災害時であったり、通信障害が起きた際のICT-BCPの取組についても検討しておかなければならないことが明記されていたかと思いません。いろいろな事業を推進していく上で、何かあったときの対策も考えなければいけません。それから標準化をすることによって、従来の摂津市独自の施策の障害になりかねない問題も考えなければいけないと思います。その点の取組状況について、令和4年度を含めて考えておられるのかどうなのか。また、今後の考えはどうなのか聞いておきます。

次に、公園です。地域の大事な空間である公園については、地域の皆さんの声をしっかりお伺いしながら、地域の財産として活用、運用していくのは大事なことだと思います。ぜひ皆さんの声を聴きながら慎重にやっていただきたい。

鶴野地域の公共施設の再編の点でも、各課にまたがった摂津市全体の大きな計画ではあります。水みどり課として、公園をどう維持、発展していくのか、主体的な立場で意見を言いながら、市民の皆さんに対案などを提示していただきたいと思います。要望しておきます。

公園について、もう一点聞きたいのは、公園の管理についてです。とりわけ都市公園については、摂津市がいろいろ委託をして事業者に使っていただいているかと思いません。ちびっこ広場について、地域でも自治会、老人クラブ、いろんな地域団体の方々が受けていただいているところもた

くさんあるかと思えます。本当にありがたいことだと思えます。

同時に、本来誰もがいつでも利用できるべき、ちびっこ広場や公園が管理上の問題から、入り口に塀をしてしまう、鍵をしてしまう、もしくはどこかに行かないと鍵を開けてもらえない。もちろんこれは、悪意ではないと思えます。安全上、管理上の問題からだと思えます。しかし、少し過剰な管理の方法ではないかと思えます。管理と、それから公園、ちびっこ広場の存在意義、目的はきちんと分けて考えていただきたい。その上で、管理上の問題はきちんと相談に乗って支援をしていく立場に立つべきだと思っています。これまでも何度もいろいろご努力いただいていることは十分承知ではあります。地域でも子どもたちが減っている中、また学校の統合が進んでいく中で、子どもたちが地域でどうやって生活していけるのか、ランドデザインにも関わってくる問題です。遊ぶ場所がなくて、道路で遊んでいるような危険な状態を放置しているのは問題だと思っています。その点は引き続いて、管理の問題、それから公園の意義と目的をきちんと周知、啓発をして、適正な管理運用をしていただくように、また汗を流していただきたい。要望としておきます。

公共交通については、これまで、循環バスを走らせてほしいとか、民間事業者のバスの減便に対して何とか物を言ってほしい、いろいろな市民の要望書がたくさん届いているかと思えます。どうしても市営バスとか市営の公共交通を持っていない摂津市としては、民間事業者に頼らざるを得ない。民間事業者も公共交通の使命をお持ちですけれども、民間企業であるがゆえに、利潤を上げなきゃいけない、コストを削減

しなければいけないジレンマの中で、なかなか住民の要望は受け入れられないままどんどん減便が続いてきている。大阪府の南の地域では、金剛バスなども突如廃止になるなど、もう抑え切れない状況になってきています。摂津市として公共交通を維持していく、路線バスを維持しながら市民の皆さんの足の確保をする公共交通の役割という点では主導してほしいと思えます。あり方検討委員会でも地域公共交通の協議会を行う上において、民間事業者の言い分を聴けば、苦勞されているなどと思えます。ただ、持続可能なやり方でしかできませんとなれば、結局公共交通の後退にしかならないし、鳥飼まちづくりランドデザインにおいて一番要望の多い公共交通の充実は果たせなくなります。公として公共交通をどうするのか、足りない部分をどう補助していくのかの観点からの議論は非常に重要だと思えます。もう1回そういった方向性での議論をぜひしてもらいたいので、ご答弁をお願いします。

交通安全について事故件数が多いということと、それからカーブミラー設置基準があつてとのことであります。もちろん交通事故の件数が非常に高く、おっしゃられたように幹線道路が多いし、倉庫も運送業も多いことから、客観的な立地条件でも事故の件数が多い地域だと認識を共有しております。そういう交通事故の多い地域で、自転車の活用を進めていこうと摂津市としてもやっていて、矢羽根型路面標示のお話をされておられます。事故が多い観点から、それでも自転車を活用してもらうのであれば、矢羽根型路面標示や交通安全講習だけでなく、歩車分離、自転車分離の方向をしっかりと考えていただく必要があると思っています。

もう一つ、先般も質問がありました。シェアサイクルの実証実験を大阪工業大学とその事業者と摂津市でやっておられます。ちょうど1年が経つ頃だと思います。もちろん利用者もそうですが、どういったルートを市民の皆さんが通るのか。自転車の通行の多い道路を把握するのも、実証実験の目的の一つだったかと思います。今分かっている実証実験からの状況と安全対策、矢羽根型路面標示を含めて自転車の安全対策がちゃんとリンクされているのかどうなのかの検証も要ると思います。その点の状況をお聞かせください。

カーブミラーは、結構多いです。26件ぐらい要望もあって、私どものところにもたくさん来ます。もちろん私有地から出るところは私有地の方の責任としてやっていく必要があるかと思います。これまでならついていたところもつなくなってきたのが実態です。理由はいろいろ補助設備だからとのことであります。見えにくいので補助設備が必要です。何も補助設備をつくったから、みんなそれを主体的な交通安全の設備だとはならないと思います。カーブミラーがついていても、一旦停止をしてもらわないといけないことは当然あります。いろいろな指針の見直しもされているかと思いますが、住民の要望をよく聴いていただく上で、必要なところには設置をする。もしくは速度を落とすための設備であるとか、歩行者安全対策など、対案をきちんと示していただきたいと、申し上げておきます。

以上です。

○三好義治委員長 山口総務部長。

○山口総務部長 赤字決算にまつわりますことに関して、安藤委員から、財政方としてとのことでございました。まず私から

財務会計行為を介して起きた今回のミスの観点と、もう一つの観点、少し市長公室の関係となるかもしれませんが、私の思うところを申し上げたいと思います。

財務会計上の行為でございます。今回は調定行為、いわゆる企業でいう収益の計上で起きたことでございます。先ほど意識との言葉がございました。なかなか意識というのは非常に難しい問題ではあります。おのおのがやっているこの財務会計上の行為は、どれだけの重みを持っているのか、まずこの意識が恐らく私ども財政方も含めて足りていないと思います。最終的にお金が出たり入ったり、これは誰のためかという、住民の皆さんのためであります。そのための財務会計行為であります。財務会計行為であるからこそ、この部分については、住民監査請求の対象になります。下手したら、賠償責任等々もあります。なぜそこまでいくかといったら、これは住民のための行為であります。ゆえに、住民の福祉の増進に直接的に関係があるからであります。その意識の面では、財務会計の研修を1回やって、それでいいですかということ、そうではありません。では、どうしていくかになってきますと、仕事もつながりであります。横の関係性、いわゆる会話、この仕事の意味、この財務会計の意味、そういうことをしっかりと財政当局、それから原課ともどもお互いに、そのものの意味についてしっかりと話をし、議論をして、物事を進めることを意識してやらないと、毎年1回研修をするだけでは、恐らく身につけません。例えば財務会計行為の中でも物品の発注から、契約行為から、様々あるわけです。大きいものから小さいものまであります。例えば鉛筆1本の発注にしても、それはどういう意味を持つのか、

しっかりと話を通じて、関係性を通じて構築していくことが非常に重要だと思います。

財務会計上の観点からは以上でございます。もう一点は組織としてであります。これは個人のミスではありますけれども、個人のミスで終わらせては、恐らく今後の組織にとってとてもよくないと思います。そういう意味からしますと、過日の幹事長会で業務執行適正化の基本方針をお示しさせていただいたと思います。これは平成26年度に方針を定めたものでありますけれども、まさしくこれは内部統制の在り方を問うたわけであります。内部統制といいますが、実はその上にもう一つありまして、それはガバナンスです。ガバナンスは非常にいろいろ今報道でも問題になっておりますけれども、行政としてのガバナンスは、市民にしっかりと信頼を得て、意思決定が公正に図られる体制をしっかりと構築し、維持していくことに尽きると思います。そういう意味からしますと、このガバナンスの一番の手段であります内部統制を示し、これに基づいてしっかりとやっていく。その中には並行してコンプライアンス、リスクマネジメント、内部監査、これらが一体となってガバナンスを構成します。ここは、また市長公室のほうでも議論されると思いますので、私からはこれぐらいにとどめますけれども、そちらの面をしっかりとやっていくことが非常に大切だと私は思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、二つ目の鳥飼野々団地の跡地についてでございます。

こちらにつきましては、約半分売却して、

現在約2,700平方メートルを普通財産として管理しております。令和3年度から令和4年度にかけて、近隣のマンションの建替工事のための駐車場として活用されておりました。現在は、特に貸付けなどを行ってない状況でございます。今後の利活用の方法についても決まってないところです。今後につきましては、鳥飼野々団地の跡地に限らず、普通財産のうち低未利用地の利活用に向け検討してまいります。

以上でございます。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、6番目の第3回個人情報保護審議会の議事録におけます行政機関等匿名加工情報の利用についてのご質問にお答えをいたします。

まず、議事録につきましては、分かりにくい記載となっておりますして申し訳ございません。審議会事務局のご説明は私がさせていただきしましたので、そのときのお伝えしたかったことについてです。まず行政機関等匿名加工情報につきましては、今後制定を予定しておりました摂津市の個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する予定はないこと、そのため仮に利用したいとの申出があった場合も提供することはできないこと、さらに議事録には続けて記載したような形になってしまっているんですが、そうした匿名加工情報以外の事例につきましても今後は法律に照らした判断が必要となること、判断に迷う場合があれば、法第166条の規定に基づきまして、国の個人情報保護委員会に対して必要な情報の提供や技術的な助言を求められることができるといったことをご説明したかったものでございます。

それから、質問番号7番、ICT-BCPの取組状況についてのご質問にお答え

をいたします。

第2次の地域情報化計画におきましては、業務継続性の確保につきましても一つ取り組んでおるものでございます。コロナ禍におけますオンライン会議であったり、テレワークの環境の整備も行ってまいりました。

また、住基や税、あと国保などの住民情報システムにおきましては、災害時にもシステムやデータを保護できる堅牢なデータセンターへ移行しまして、クラウド環境で運用しておるところでございます。

また、日々のバックアップデータにつきましても、データは遠隔地で保管をするなど、データの保護と損害を最小限に抑えること、それから早期に復旧するための方策について講じておるものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、安藤委員の2回目のご質問にお答えいたします。

委員がご指摘のとおり、公共交通の中での路線バスの維持確保につきましては、非常に重要な視点であると我々も認識いたしております。

今後の少子高齢化、人口減少の流れの中では、先ほど委員からもございましたように、大阪府内でも現実に路線が廃止されるような事態も喫緊に出てきている状況でもございます。目の前にある危機との視点でもって、今後、地域公共交通計画策定に向けましては、方向性の軸を置く取組を進めてまいりたいと考えております。

様々地域の住民の方からのニーズの高い日常生活の利便施設、通院であったり、買物であったりとかの生活レベルでの移動支援といったツールであったりだとか、あと路線バスの場合ですと、定時性の確保

といったような視点も様々ご要望いただいているようなところもございます。そのような視点も取り込んだ中で検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、交通安全でシェアサイクルの問いであったかと思います。

令和4年度から実証実験させていただいております。令和4年4月には、利用状況といたしまして558回で、令和5年3月、1年を経過した中で1,155回、年間9,300回を超えるご利用があったところでございます。

主に多いルートといたしましては、鳥飼本町のさくら公園からモノレール南摂津駅にかけてのルートが非常に多い路線になっております。先ほどご指摘もございましたように、自転車の通行区分を判別する矢羽根の表示は、既に府道・市道につきまして整備をさせていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 赤字決算について部長から対策と考え方について、お話をいただきました。こういった問題は一朝一夕に今日問題が起きて対策を打ったからすぐできるものではないと思っています。人がやることですから、当然ミスも起こり得る。その起きたミスをどう組織としてカバーできるのか。それぞれのしている仕事、これは私どもにも跳ね返ってくる話です。どのようにつながっているのか、社会とどうつながっているのか。また、庁内でどういう仕事とつながっているのかは、意識形成を日常的にも強く持っていくとのお話でありました。これはずっと頑張っていていただきたいので、今後の努力に期待します。

資産活用課で土地貸付けの部分です。貴重な空間であり、地域のニーズをしっかりと

聞いていただくことも重要でもあります。例えば鳥飼地域ですと、コインパーキングが非常に少なく、いろんなところでみんなが集まろうと思っても交通の便の悪い地域でもあって、車で移動されても停める場所がない。皆さん違法駐車はしたくないので、非常に困っておられて、コインパーキングの需要もあると思います。もちろん市の財産ですから、きちんとした検討の上で今までどうだったけれども、こういった活用にしていきたいという方針を新たに決める際には、きちんと住民の皆さんや議会にもその考え方を示して、進めていただきたいと申し上げておきます。よろしく願います。

市営住宅、防犯カメラについては、要望です。

個人情報保護審議会につきまして、下郡課長からお話があって、私も議事録の読み方、読み違いをしていたようで申し訳ありません。理解いたしました。

個人情報保護法がこれまでとは大きく変わったものの、個人情報は大事なものだとの認識は変わっておりません。個人情報をたくさん扱う行政機関として、デジタル化を進めていく上では、個人情報保護は、ぜひ重視していただきたいと、申し上げておきます。

地域情報化計画についても通信障害、先般も銀行システムの通信障害、お金を下ろせない、決済ができないという物すごい大きな事故になりました。通信障害は当然起こり得る問題でもあると思います。それから災害時には、バックアップを取っていても、停電が長く続くと利用できません。その点、どういったものか分からないですけども、ICT-BCPの考えで、きちんとした検討をしていただく。紙

ベースで対応、災害時安否確認をするとか、いろいろな業務が当然出てくると思います。それに対応できる対策も地域防災計画の一環としても重視していただきたいと申し上げておきます。

公共交通については、副理事からもお話がありました。路線バス維持は重要な視点だと思います。生活の中で、どう市民の足を確保していくかとの観点で市内でも議論をしていただきたい。今までの枠の中で、物事をその範囲の中で収めようとしてしまえば、多分そんなにいいものはできない気がします。結局できない理由がいっぱいあります。ただ、今回鳥飼地域に限定すれば、まちづくり、ランドデザイン、人口減少を抑制し、減少しても活力を失わないまちをつくる。この点については、公共の力をしっかりと投入していかないと、民間任せでは、民間にはなかなか難しい面ということをお互い共通認識として議論してまいりたいので、よろしく願います。

交通安全そのものについては、交通事故が多いことがあります。啓発、それから自転車の安全対策もそうですし、二輪の事故、自転車同士の事故、それから高齢者の方々の事故は非常によくお聞きします。それぞれ警察とも連携し、学校とか保育所とも連携しながら啓発に努めていただきたいと、申し上げておきます。

質問を終わります。

○三好義治委員長 安藤委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時27分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

平井市長公室長。

○平井市長公室長 それでは、認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室が所管しております事項につきまして、決算書の事項別明細書の目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、40ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、鳥飼地区における都市安全確保拠点整備事業に係る社会資本整備総合交付金でございます。

48ページ、款16府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金は、人権相談等に係る総合相談事業交付金でございます。

54ページ、項3委託金、目1総務費委託金は、人権啓発活動事業全般に係る人権啓発活動委託金でございます。

56ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、広報課におけるふるさと寄附金を含む一般寄附金と人間基礎教育に係る事業への指定寄附金でございます。

60ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、広報課における広報紙広告掲載料、ホームページ広告掲載料、人事課における退職手当等上下水道事業会計負担金、派遣職員給与等負担金、人権女性政策課におけるパープルオレンジリボン運動啓発バッジ売却収入などでございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算につきましては、決算概要の24ページの給与費決算額調に記載をいたしております。

令和4年度に支出いたしました給与費の総額は63億1,548万9,270円で、前年度に比べ2.9%、1億7,664万5,950円の増額となっております。

給与費の内訳といたしましては、報酬が10億1,688万5,101円、給料が22億551万3,948円、職員手当等が21億1,350万7,596円、共済費が9億7,958万2,625円の執行となっております。

給料では前年度に比べ1.6%、3,436万5,012円の増額となっており、これは令和4年人事院勧告により一般職の職員の月例給が引き上げられたこと、また家庭児童相談体制の強化に係る職員数の増加となったことなどが主な要因でございます。

職員手当等では、前年度に比べ3.0%、6,075万5,632円の増額となっており、これは令和4年人事院勧告により勤勉手当の支給月数が0.1月分増加したこと、また新型コロナウイルス感染症の患者、または、その疑いのある者の救護に従事した者に対する特殊勤務手当や時間外勤務手当の支給額が増加したことなどが主な要因でございます。

次に、歳出の主な内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明を申し上げます。

まず、総務費についてご説明いたします。

決算書76ページから82ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、市長公室全般の事務執行に係る経費のほか、公務災害補償等認定委員会開催に係る委員報酬、秘書派遣、採用及び昇任試験問題の作成、職員健康診断、各種職員研修、職員厚生会に対する補助金、全国市長会や各種職員研修等の負担金などでございます。

82ページから84ページ、目2文書広報費は、広報せつつの発行及び配布等に係る経費のほか、ホームページの保守や、シティプロモーションの推進に向けたふる

さと応援寄附金の事務に係る委託料や、大阪銘木イベントの実施に係る補助金などでございます。

86ページから88ページ、目5企画費は、政策推進課の事務執行に係る経費のほか、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進に係る経費や、河川防災ステーション等整備検討に係る委託料などでございます。

90ページ、目11女性政策費は、男女共同参画推進審議会開催に係る経費などでございます。

92ページ、目12男女共同参画センター費は、男女共同参画センター運営に係る活動専門員等への報酬、各種講座に係る経費のほか、女性問題相談事業に係る委託料などでございます。

96ページから98ページ、目17諸費は、人間尊重のまちづくり審議会に係る経費のほか、人権行政推進計画策定支援業務委託料に係る経費などでございます。

最後に234ページ、(4)出資による権利でございます。一般財団法人アジア太平洋人権情報センター出捐金については、各団体からの出捐金で構成される基本財産の一部が取り崩されたため、本市の権利につきましても、当該出捐割合に応じ、8万1,565円の減額となったものでございます。

以上、市長公室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 次に、石原総合行政委員会事務局長。

○石原総合行政委員会事務局長 認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局が所管しております事項につきまして、決算書の目を追って補足説明をさせて

いただきます。

初めに、歳入でございます。

46ページ、款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金は、参議院議員通常選挙費委託金及び在外選挙人名簿登録事務委託金でございます。

54ページ、款16府支出金、項3委託金、目1総務費委託金は、府知事及び府議会議員選挙費委託金及び大阪府条例制定請求者署名簿審査事務委託金でございます。

次に、歳出でございます。

88ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。目8固定資産評価審査委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

106ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、議員報酬及び事務的な経費でございます。

目2参議院議員通常選挙費は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の執行経費でございます。

主なものといたしましては、投票立会人等の報酬、従事職員等の人件費及びポスター掲示場設営撤去委託料などでございます。

108ページ、目3府知事及び府議会議員選挙費は、令和5年4月9日執行となりました府知事及び府議会議員選挙の執行経費でございます。

主なものといたしましては、投票所入場券の印刷及び封入封緘業務委託料並びに郵送の通信運搬費及びポスター掲示場設営委託料などでございます。

最後に110ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 松田消防長。

○松田消防長 認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、決算書38ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目5消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料並びに保安三法設置許可等及び検査手数料などがございます。

46ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金は緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

54ページ、款16府支出金、項2府補助金、目7消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金及び権限移譲交付金でございます。

66ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金などがございます。

次に歳出でございますが、決算書182ページから186ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は、消防救急救助等常備消防の活動に係る経費でございます。

184ページ、主なものでは、需用費は、消防車両、消防庁舎の修繕、施設の維持管理経費等でございます。役務費は、通信運搬費、車両の保険料などの経費でございます。委託料は、消防庁舎設備に係る保守管理及び清掃委託のほか、大型消防車両の免許取得教習に係る経費でございます。

186ページ、備品購入費は、災害対応特殊救急自動車の購入に係る機械器具費、

災害現場で使用いたします救命ボート、半自動体外式除細動器、空気呼吸器及び高压空気容器の購入に係る消防器具費等でございます。負担金補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金、消火栓等整備負担金、消防学校入校負担金、救急救命士研修負担金のほか、指令センター共同運用等に係る負担金などがございます。

188ページ、目2非常備消防費は、消防団の運営及び活動に係る経費でございます。

主なものでは、報酬は、消防団員の年間報酬及び災害出動や訓練等の出動報酬でございます。報償費は12名の消防団員の退職報償金等でございます。

需用費は、消防団活動に係る装備品、被服のほか、消防団車両の維持修繕等の経費でございます。

負担金、補助及び交付金は、大阪市町村消防財団負担金、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金等でございます。

以上、消防本部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 柳瀬会計管理者。

○柳瀬会計管理者 それでは、引き続きまして、認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、会計室に係ります項目につきまして、決算書の目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書58ページ、款20諸収入、項2市預金利子、目1市預金利子は、歳計現金等に係ります預金利子でございます。

続きまして、60ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち、会計室分収入につきましては、67ページ中段に記載しております水道・下水道事業会計からの収入でございますが、会計室にて支出いたし

ました指定金融機関派出窓口業務事務手数料及び口座振替受付サービス手数料につきまして、水道事業会計及び下水道事業会計の負担分を収入したものでございます。

次に歳出でございます。76ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、会計室に係るものといたしましては、79ページ下段、節10需用費におきまして、庁内に配付いたしました事務用品などの消耗品等の購入経費でございます。

次に、84ページ、款2総務費、項1総務管理費、目3会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費で、主なものは金融機関派出窓口業務事務手数料や、口座振替手数料などの費用、財務会計システムの改修委託料、また金融機関とのデータ伝送に係る回線使用料などの経費でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。
○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

暫時休憩します。

(午後2時44分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、質問に移らせていただきます。

1番目、決算概要40ページ、階層別能力開発事業です。先般の野口議員からの一般質問でもあったかと思えます。8月7日部長会の議事録において、職場におけるハラスメントに関するアンケートの結果報告として、「直近6年間でセクシュアル・ハラスメントを受けた」と回答した人が31人、そのうち「今も続いている」と回答された方が9人おられるとのことでした。

ハラスメント防止の取組として、事務報告書にはコンプライアンス研修や労務管理研修の実施と記載されております。研修以外にも令和4年度の取組について、お答えください。

2番目、同じく決算概要40ページ、職員健康管理事業です。昨年と同じ質問をさせていただきます。長期病気休暇取得に関してです。30日以上病気休暇を取得している職員数、そして、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命じられている職員数について、令和4年度の状況をお聞かせください。

3番目、人材育成、人事異動に関してです。令和4年度の人事異動の状況についてお聞かせください。

4番目、これも毎年聞いている人件費事業です。本市については、地域手当が大きく問題になっているかと思えます。この地域手当について、令和4年度の取組についてお聞かせください。

5番目、政策推進課、決算概要50ページ、一般事務事業です。行政経営戦略を見ますと、令和4年度は一元管理をして周知して、パブリックコメントを集めたとあります。アクセス数が前年比で101件減っていることについて、どのように捉えておられるのか、お聞かせください。

6番目、同じく政策推進課の一般事務事業です。包括連携を進められていると思えます。令和4年度の取組についてお聞かせください。

7番目、広報課、決算書61ページです。見慣れない項目がございまして、授業目的公衆送信補償金でございます。額としては少ないものですが、どういったものかお教えください。

8番目、決算概要46ページ、ホームペ

ージ事業です。これは市政モニターアンケートでも出ており、広報せつつに比べてホームページの満足度が低いとの結果が出ています。令和4年度の取組についてお教えください。

9番目、シティプロモーションです。これは要望にします。例えば公式LINEがあります。公式LINE、通知を開くと、大きなボタンが六つあると思います。そのうちの左下が& s e t t s uシティプロモーションのサイトにつながるボタンになっています。本来シティプロモーション、摂津市民だけではなく、市外の方に摂津市をいかに知ってもらうかが肝要になってくると思っています。シティプロモーションについては、摂津市に住んで良かったと思ってもらえると同時に、摂津市に住みたいと思っただけのコンテンツを充実させていただきたい。要望にとどめます。

10番目、人権女性政策課、決算概要58ページ、人権啓発事業です。市政モニターアンケートで身近に人権侵害があったと感じられる方が15.4%との数字が出てきております。この数字についてどのようにお考えか、お聞かせください。

11番目、決算概要54ページ、女性問題相談事業です。これも毎年聞かせていただいています。男性の相談件数と女性の相談件数、内訳をお教えください。

12番目、同じく決算概要54ページ、男女共同参画センター講座開催事業です。こちらは要望にさせていただきます。男女共同参画センターで、私はリプロダクティブ・ヘルス/ライツなどの講座を受けました。また、11月に3回ほど講座を受けさせていただきます。

講座については、男性の参加率が非常に少ないので、もっと関心を持ってもらえる

ように周知をお願いしたい。要望とさせていただきます。

13番目、決算概要134ページ、消防の救急活動事業です。行政経営戦略を見ると、軽症搬送車の割合が58.2%から64%に上がっております。この要因についてどのようにお考えか、お答えください。

14番目、決算概要132ページ、指令・通信事業です。吹田市と共同運用をされているかと思っております。令和4年度の取組についてお教えください。

15番目、決算概要46ページ、会計室、財務会計システム改修委託料とあります。昨年はないかと思っております。令和4年度の取組についてお教えください。

16番目、決算概要50ページ、鳥飼まちづくりランドデザインです。住民説明会を令和4年度から行われていると思っております。鳥飼地域の住民の意見として、どのようなものがあつたか、主なものをお教えください。

17番目、決算概要50ページ、河川防災ステーションです。令和4年度の取組についてお教えください。

最後、決算概要60ページ、選挙管理委員会です。参議院議員選挙の結果等をお知らせいただいていると思っております。常に投票率の高い地域、もしくは低い地域が結構固定化されているような気がしております。どのような啓発をされているのか、お教えください。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に係ります4点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番、ハラスメント防止の取組でございます。

委員よりお話のありました各種研修以

外の取組といたしまして、本市のハラスメント政策の幹としましては、ハラスメント防止指針がございます。令和4年度はその改定に取り組んでまいりました。

議論を重ねた結果、改定そのものは令和5年度にずれ込んでしまいました。その改定の内容といたしましては、特にセクハラにおきまして実際にあった相談を含んだ内容を具体例として記載をしたこと、LGBTQに対するハラスメントを記載したこと、その他のハラスメントとしてモラルハラスメント、カスタマーハラスメントを記載したこと、管理監督者における責務をより具体的に記載したこと、ハラスメント防止対策委員会を廃止して、苦情処理委員会を新設し、不服申立て、再調査、調査結果への対応を明文化したこと、外部公益通報窓口として新たに相談窓口を設置したこと等が挙げられます。

質問番号2番、病気休暇取得者についてでございます。

令和4年度における精神及び行動の障害による30日以上病気休暇取得者は23名、地方公務員法第28条第2項第1号の規定、いわゆる分限休職者は16名でございます。

9月末の状況ですが、精神及び行動の障害による30日以上病休取得者が17名、分限休職者は10名でございます。

続きまして、質問番号3番、令和4年度におけます人事異動についてでございます。

採用、退職、併任を除いた所属が変わる部署異動をした職員数で申し上げますと、令和4年4月1日付で93名、8月1日付で3名、10月1日付で6名、1月1日付で1名、合計103名となっております。

質問番号4番、地域手当でございます。

地域手当は、全ての職員に関係する手当であり、これまでも級地区分の高い自治体に囲まれていることで、課題認識を持って要望活動を行ってきております。

令和2年度からは、同じ状況にあります四條畷市、藤井寺市と大阪府下3市連名で国への要望を行い、是正に向けて取組を行っております。

令和3年度からは、この3市に加えて、関東圏において同様の状況にあります8自治体と連携をして、令和4年1月に代表の市が、総務大臣、官房長官等と直接お会いをして要望しております。

令和4年度は、京都府と兵庫県の1市3町が加わり、合計15市町による地域格差是正に関する要望として、令和5年1月に代表の市が法務大臣や人事院の事務総長と直接お会いをして要望を行っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 それでは、質問番号5番についてお答えいたします。

パブリックコメントのアクセス数でございます。各課のホームページにパブリックコメントの情報を上げておりますが、それでは分かりづらいということで、政策推進課でも集約してホームページを立ち上げています。そこにリンクを張り、各課のホームページに飛ぶようにしております。

このアクセス数ですが、令和3年度419件、令和4年度318件なので、マイナス101件と減少しております。

先ほど安藤委員のご質問の中にもありました、パブリックコメントの閲覧方法、場所とかそういったところは定型化されていまして、大体同じような形で閲覧されている状況です。その上で差が出ることに

については、募集案件、内容の部分によると感じております。

令和3年度、募集件数につきましては3件、令和4年度が5件になっておりまして、件数は増えております。実際、来た意見数としては、令和3年度は59件、令和4年度50件で、意見数は、令和3年度が多い状況です。

この中身について、令和3年度、全体59件のうち、第4期摂津市男女共同参画計画が58件を占めております。こういった関心のある計画のパブリックコメントが出されたときに、アクセス数が増えると感じております。

続きまして、質問番号6番でございます。包括連携と申しますか、公民連携の取組と申しております。政策推進課で締結をしている分については、あまり分野に縛られない形での取組があるという意味で包括連携協定ということですので。これにつきましては、令和4年度は2件ございまして、一つは市内の郵便局との包括連携でございます。もう一つは、第一生命保険株式会社との包括連携協定がございました。

内容的には、市内郵便局では、例えば道路損傷発見時の通報であったりとか、訪問先のご自宅で何か異変があった場合に通報いただくとか、そういったことを連携して取り組んでいただいております。第一生命保険株式会社につきましては、エンディングノートの取組で、高齢介護課で実施されております。実際にエンディングノートを提供していただいたりとか、そのための研修を実施していただいたりとか、会社の中で陸上部を持っておられますので、陸上の選手が本市で、子ども向けのスポーツ教室を開いていただくとか、そういった取組が展開されることになっております。

それ以外に、各課でも、各分野においての連携協定を実施しております。例えば危機管理の分野では、吹田市のビバホームと連携協定を実施したりとか、人権女性政策課では、オイテル株式会社と連携協定を実施しております。これは、庁内にもございますが、生理用品を配布する機械を設置していただいております、このような取組も展開されています。

令和4年度につきましては、政策推進課で実施したのも含めて全部で9件ございます。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、塚本委員からございました広報課に係ります2点の質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号7番目、授業目的公衆送信補償金についてでございます。文化庁長官の指定管理団体であります授業目的公衆送信補償金等管理協会に対しまして、教育機関の設置者が、児童や生徒数に応じて、公衆送信に関する補償金を支払う制度がございます。

著作物を授業で使う場合、例えばコピーして使う場合には、使用料は不要ですが、インターネットなどで使う場合には、使用料が必要になる場合があります。今回の補償金につきましては、森山市長のインタビュー記事を、インターネットなどの公衆送信を活用して授業を行ったことによる補償金でございます。

続きまして、ホームページ事業の令和4年度の取組につきましてご説明いたします。

毎年、初心者向けのホームページ操作研修を実施させていただいております。令和4年度につきましては37人の方に受講していただきました。このような研修を、

情報発信の必要性について職員に浸透させていただき機会として捉えております。

また、具体例としましては、道路管理課から、ホームページをもっと分かりやすく周知したいとのことで、イラストを使用した道路安全を周知するホームページバナーを作成するなど、連携した取組も行っております。

広報課におきましては、ふだんからよくホームページの操作、また表現の仕方とか、いろいろな相談がございます。丁寧な対応を心がけさせていただくとともに、情報発信の必要性、重要性についても併せてお伝えさせていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井副理事。

○由井市長公室副理事 続きまして、質問番号10番、市政モニターについてのご質問にお答えさせていただきます。

「自分の周りで人権侵害がありますか」「あると思いますか」という質問が市政モニターアンケートでございました。その質問の項目の中で、「はい」「どちらかといえば、はい」が、令和4年度は13.5%だったのに対し、令和5年度は15.4%と増加しております。

この増加に対して、市としてどのように捉えているのかとのご質問だったと思います。新型コロナウイルス感染症というこれまでに経験したことのない困難に直面する中、感染者や医療従事者等への偏見・差別という新たな人権課題が生じたことや、それ以外にもDV、各種ハラスメント、いじめや児童虐待、インターネットを悪用した人権侵害等の多様な人権問題が存在していると考えております。

近頃では、新聞やテレビで子どもや高齢者の虐待、DV問題の不当な扱いなど、人

権が侵害されたというニュースが報じられる現状があります。今まで人権が侵害されていても気づかないケースや、家庭内の問題だと思っていたことが啓発などにより、人権侵害だと気づけることが増加の一つではないだろうかと考えております。

続きまして、質問番号11番、男性からの相談についてのご質問についてお答えいたします。

人権女性政策課では、生き方や働き方、人間関係などの様々な悩みを持つ男性のための相談として、毎月第4水曜日、午後1時から4時まで男性電話相談を実施しております。

男性電話相談件数としましては、令和2年度が5件、令和3年度が11件、令和4年度は14件、今年度につきましては、この9月末までで既に15件と増加しております。

また、男性は、本庁の方で人権相談として受けていただいているのですが、人権相談としての男性相談としては、令和2年度が2件、令和3年度が5件、令和4年度は10件、令和5年度については9月末までで15件となっております。

令和3年度に関しましては、本庁の相談件数が41件、令和4年度に関しては本庁が相談件数77件でございました。

本庁相談件数のうち、男性割合としては、令和2年度が7%、令和3年度が12%、令和4年度は13%と、こちらも増加しております。

以上です。

○三好義治委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 質問番号13番のご質問にお答えします。

軽症者の救急搬送割合の増加の要因についてでございます。まず令和3年度につ

きましては、重症化しやすい新型コロナウイルス、デルタ株の蔓延によるものや、新型コロナウイルス感染流行に伴う行動自粛による外出抑制などにより、救急出動の減少に加え、軽症者搬送の減少にもつながったのではないかと考えております。

一方、令和4年度は新型コロナウイルスがオミクロン株に変わり、発熱、頭痛、倦怠感といった入院を伴わない、いわゆる軽症者が増加したことに加え、行動自粛が緩和されたことにより、感染者が爆発的に増加いたしました。その影響により救急出動も1,000件以上増加し、また、それに伴い、軽症者の搬送も増加したものと考えております。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 それでは、質問番号14番、吹田市、摂津市、2市での共同運営の取組でございます。指令センターでは常に、確実、迅速な指令、関係機関へ連絡ができるよう、日々研究・検討を重ねております。

指令センターが関わる事故やトラブルとして報道された事案につきましては、直ちに吹田市、摂津市で、対応や運用の再確認をして、検討内容、対策を指令員に周知し、同様の事故防止に努めております。

令和4年度はコロナ禍中で、119番通報や病院紹介の電話が多数入る中、ふだんよりも通報者や傷病者に対して、寄り添った丁寧な対応を行ってまいりました。

これに並行しまして、指令センター及び本市の各種運用について、確実・簡素化に向けた検証・検討を行い、5市での共同運用の協議に向けた、おのおのの考え方を整理いたしました。

以上でございます。

○三好義治委員長 柳瀬会計管理者。

○柳瀬会計管理者 それでは、質問番号15番、会計管理費におけるシステム改修委託料の内容につきましてご答弁させていただきます。

まず、改修の内容でございます。財務会計システムから出力されます源泉徴収票、年に一度、1月ぐらいに給与と一緒に配られるもので、前年の所得税の税額等が記載されているものになります。これにつきまして、窓開き封筒に対応するようにシステム改修を行いました。

この改修した理由でございます。他部署におきまして、公文書を市民等に発送した際に、封筒の宛先と中身の文章が異なるという事務ミスが発生しておりました。個人情報漏えいするという事案がございました。それを受けまして、会計室における源泉徴収票の発行及び送付業務におきましても、その同様のミスを発生させないため、それまでは別途パソコンで宛名シールを打って、そのシールを封筒に貼り付けて、中身を入れて発送しておりましたが、窓開き封筒に源泉徴収票を入れるだけで発送できるようにシステム改修を行いました。

これにより、封筒の宛先と中身の文章が異なるという事務ミスが発生しなくなることに加えまして、宛名シールを貼り付ける作業がなくなりますことから、発送作業工数が約半分になる効果がございました。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 16番目の昨年行った説明会ではどのような意見が出たのかのお問いにお答えいたします。

昨年度は、鳥飼まちづくりグランドデザインで位置づける居住性向上エリアAにおいて、鳥飼まちづくりグランドデザインの実現に向けた住民説明会を開催してお

ります。

説明会では、現在の鳥飼の状況や、特に水害に対して鳥飼地域が抱えている課題などを踏まえ、今後の鳥飼地域におけるまちづくりの方向性を説明させていただきました。また、説明会でいただいたご意見の整理を行い、今後の進め方について協議させていただいております。

説明会では様々なご意見をいただいております。内容としましては、淀川河川敷の活用や道路交通環境の改善、地域コミュニティの活性化、にぎわいの創出などに関するご意見をいただいております。

続きまして、17番目、河川防災ステーション等整備促進事業の昨年度の取組についてのご質問にお答えいたします。

本事業におきましては、国と合同で住民向けの河川防災ステーション事業説明会を行い、河川防災ステーション及びとりかいこども園について、都市安全確保拠点整備計画策定と、都市計画決定を行いました。

また、河川防災ステーションの上部施設の検討に当たり、避難行動要支援者に対応した避難所機能としての必要なものについて、大阪大学大学院に調査研究の委託を行っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 溝口副理事。

○溝口総合行政委員会副理事 それでは、質問番号18番目、令和4年7月10日に執行されました参議院議員通常選挙の結果につきまして、ご説明をさせていただきます。

この選挙につきましては、投票率が50.01%、前回、令和元年7月に実施されました同じ参議院議員通常選挙を2.89ポイント上回る結果となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策の一環とい

たしまして、分散投票を促す観点から、前年の選挙に続いてフォルテ301及びゆうゆうホール、鳥飼西におきましての期日前投票の期間を2日から4日に延長して実施しております。

その結果、期日前投票者数につきましては、前回の令和元年を上回る9,904人の方に期日前投票をご利用いただいたところでございます。

続きまして、選挙の啓発の取組についてでございます。

選挙の啓発・広報活動といたしましては、これまでから広報紙への掲載や啓発チラシ、また選挙公報の配布、公用車への啓発用ポディーパネルの貼り付けなどを実施しております。

前回の選挙から新たに取り組みました啓発といたしましては、コロナ禍で街頭啓発等ができない状況もございまして、新たにLINEによる発信を行っております。また、公共施設の館内放送や、防災無線による放送も実施しております。

ご質問の中にありました地域の投票率の高い地域、低い地域があることでございます。そのところに、具体的な対応を行っていることは現在ございません。今後も引き続き、これまでの啓発活動に加えまして、他市の先進的な事例なども研究しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

2回目の質問に移らせていただきます。

質問番号1、ハラスメント防止についてでございます。

職場等におけるハラスメント防止指針が7月に改定され、研修とは別に、ハラスメント防止の素地をつくられたとの説明

だったと思います。

指針とか各種計画は、基本的につくりっ放しになってしまうことがかなり多いと思います。被害者を救うため、ハラスメントを撲滅するために、いかに取り組んでいくかが、市の姿勢として問われていくと思います。この点についてどのようにお考えか、お聞かせください。

2点目、長期の休職関係です。

行政経営戦略の令和4年度版では、KPIにおいて、30日以上病気休暇取得者の割合が書かれております。令和3年度3.3%、これは異常だと指摘させていただいたと思います。令和4年度はさらに上がって3.83%になっています。令和2年度から比較すると1.12ポイント増加しています、人数が増加傾向にあるのではないかと捉えています。

昨年度は、こうした状況への対応としてストレスチェックの実施とか、集団分析、メンタルケア研修、産業医面談が行われていると答弁いただいたと思います。病気休暇取得者が増えている現状をどのように捉え、また、新たにどのように取組をしてくているのか、お聞かせください。

3点目、人事異動の問題です。

事務報告書32ページに、令和4年度末職員数が674名と掲載がございます。計算上は、103名の異動なので、7名に1名が異動されていることとなります。

おおよそ課の数が50課ぐらいありますので、一つの課当たりで2名程度は人事異動しているのではないかと思います。

先日の議会でも答弁があったかと思いますが、3年に1度をめどに回していくと思います。それは人材育成の点から、ゼネラリストをつくっていく観点はあると思います。私自身はスペシャリストも、

本人の意思を酌んで、育成していく必要があると考えています。そこで、スペシャリストの育成についてどのように考えているのか、お聞かせください。

続いて、4番目、人件費事業です。

同じ境遇にある市町村と協力して取り組んでこられ、これは何としてでも、しっかり成し遂げていただきたい。今後の見通しについてお聞かせください。

続いて、政策推進課のパブリックコメントのアクセスでございます。内容によるのではないかとのご答弁だったかと思いません。これについては、市政の関心度合いがどの程度あるかと思いません。パブリックコメント自体、このような時代ですので、ウェブから回答できるのであれば、なおさら回答しやすい環境にはあると思います。市庁舎に来て、わざわざ記述する必要もないことを考えると、パブリックコメント自体、手順に従ってやりましたというアリバイづくりみたいな感じで使われていると困るわけです。パブリックコメントの内容自身は各課で精査し、いかに関心を持っていただくかは、政策推進課で管理していただく。

ただ、各課に任せるのではなく、政策推進課でも、ちゃんとやっていただきたい。お考えがあればお聞かせください。

一般事務事業でございます。包括連携の取組について、道路損傷とか、何か異常があったのではないかとこのところについて、JPと連携できたのはすごく大きいと思っています。

エンディングノートについても、これから超高齢社会を迎えるに当たって、昨年も人権関係で講演をさせていただきました。そういった気持ちの整理とか、今後のことについて考えていくことは非常に大事だ

と思います。引き続き連携をよろしく願います。要望とさせていただきます。

続きまして、7番目です。授業目的公衆送信補償金、これは市長のインタビュー、いわゆる著作権に当たる部分です。少し不思議に思ったのでお聞きしたいのは、例えば同じような状況で、市長ではなくて、セッピィを使った場合、どうなるのかについて、お聞かせください。

8番目、ホームページ事業です。広報紙に比べて、ホームページの満足度が低いことで、令和4年の取組を教えていただいたと思います。

昨年、会派で福岡市に視察へ行かせていただきました。福岡市では、デザインの統一性、見やすさ、外部識者の意見を取り入れ、しっかりやっておられました。福岡市のDX推進課が率先してやっている事例を紹介させていただいたかと思います。

言い方が悪いのですが、去年も言わせていただいたように、ホームページの見た目が令和ではなく平成だと言わせていただいたかと思います。あまり変わってない部分がございます。そこは見やすいホームページを目指してやっていただきたい。

積極的に情報公開の部分を集めていただいて、アクセスしやすいホームページ作りに取り組んでいただきたい。これは要望にさせていただきます。

58ページ、人権侵害の部分です。気づきの点で15.4%に上がったのではないかとのご意見をいただいたかと思います。この中で、人権条例運用事業があると思います。令和4年度の取組について、お聞かせください。

続いて、女性問題相談事業です。男性の相談件数も徐々に上がってきています。この増加傾向について、どのように捉えてお

られるのか、もう一度お聞きします。

続いて、救急活動事業についてです。

オミクロン株の流行と行動自粛の解除によって軽症搬送者が上がったのではないかと分析をされておられました。令和4年、JR構内とかで、#7119の啓発の音声ガイダンスが流れていたと思います。この5月から解除されたことによって、全くその啓発自体がなくなってしまったと感じております。まずは、119よりも#7119にかけていただくことが、非常に切迫している救急事業の解消方法の一つではないかと思えます。#7119の啓発について、お教えてください。

指令・通信事業です。広域消防指令情報システム負担金が240万6,578円執行されています。この中身についてお教えてください。

続いて、財務会計システムの改修委託料です。穴開き封筒に対応したと理解しました。これは、先ほど市長公室長からも説明がありました。報酬の10億円の一部がここに入っているのか、お教えてください。

鳥飼のグランドデザインについてです。

私も数回、説明会に参加させていただきました。ただ、高齢者の方の参加率が非常に高いと捉えています。若年層への周知、これからまちづくりをやっていく人々への周知をどのように行っているのか、教えてください。

河川防災ステーションについてです。

大阪大学へ避難行動要支援者について委託して、ヒアリングされたと聞いております。その内容についてお伺いします。

18番目の参議院選挙についてです。

防災無線なども使って啓発されているとお伺いさせていただきました。防災危機管理課のJアラートは、音声自体が決まっ

ていて、摂津市側でいじることができないと聞いております。これに関しては、摂津市が作れるものですので、可聴周波数をしっかり調べて、そこに合わせた周波数帯で放送していただくと、聞こえないというクレームも減ると思います。触れるところは触って行って、工夫していただきたいので、要望とさせていただきます。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課におけます4点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番、ハラスメント防止をいかに取り組んでいくかでございます。

先ほど委員がおっしゃいましたように、指針を改定するだけでは、意味はございません。いかに職員、特に、その行為をする者が気づいて改めるかです。

職場におけるハラスメントに関するアンケートにおきまして、指針を読んでいる職員の割合が58.7%との結果でございます。全職員への研修実施はもちろんのこととしまして、先ほど1回目のご質問で、部長会の話がございました。現に、セクハラ防止のプロジェクトチームにおいて方策を検討しております。

行為者に気づかせること、被害を未然に防ぐこと、被害者を守ること、職員全員に抑止力を働かせること、人事制度を充実させること等の具体的な施策が市長への提案内容に盛り込まれることになると思います。そして、その内容を実施するのは人事課となります。

セクハラという卑劣な行為は職場環境を悪化させて、職員が自らの能力を十分に発揮することができない状況をつくり出します。しっかりとハラスメントを許さない職場づくりを進めてまいります。

質問番号2番、病気休暇者が増えている現状についてです。もちろん全員がそうではありませんが、病気休暇や病気休職の取得における、最も多い理由は職場の人間関係であると考えております。

人間関係の基本は、非言語を含めたコミュニケーションです。常日頃からコミュニケーションを通じて、互いに情報のやり取りをしています。このやり取りのどこかでつまずくと、人間関係がこじれることとなります。

病気休職者を増やさない新たな取組についてですが、職員カウンセリング制度の事業拡大を行っております。その内容は、これまで人事課を通じて申し込んでいたカウンセリングにつきまして効果がありましたことから、職員自らが申込みを行えるように改めております。

悩んだりつらい気持ちのときに自分の気持ちがよく分からなくなったり、どうすればいいかと迷ってしまうことがあります。カウンセラーと話すことを通じて、気持ちや考え方を整理して、自分自身の力で立ち直って、コミュニケーションを図るきっかけをつくるサポートを行っております。

また、職場における安全衛生の確保や労働環境の改善の責任者は管理職であります。こうしたことから、管理監督者を対象として、労務管理研修を実施しております。ここでは先ほどの質問番号1番で、ご質問のありましたハラスメント防止の視点を持ち合わせつつ、職場環境の改善と職員への健康、安全に配慮する義務を中心に、関連する法令の重要なポイント、労務リスクの評価方法や対応方法、就業が安定しない職員への対応の例、職場内でのコミュニケーション等について研修をしております。

今年度は、来月に課長代理級、主幹を対象に実施をする予定としております。

質問番号3番、スペシャリストの育成についてでございます。

現在の人事異動における考え方としまして、3年を基本とした配属先の異動を行っております。これは様々な分野の業務経験を積むことで視野を広げて、また、合理的な判断や決断を行える職員を育成することを目的としております。

スペシャリストの育成につきましては、特定の分野に一定期間配属し、より高い専門性を身につける人事異動も将来的には柔軟に考えていく必要があると考えております。ただ、なかなか本市のように限られた職員数では、スペシャリストの育成は困難な面があるのは確かでございます。

また、他市において、とある課は大変だけれども、ここの課はそうではないから、ここのスペシャリストになりたいといった、そもそも間違えた考えが起きてしまったことも聞いております。

いずれにいたしましても、スペシャリストの育成は、その分野に精通する高度な専門知識、効率的な業務遂行、サービスの維持といったメリットがあるのは理解しております。ただ、現状におきましては、確実に経験やノウハウを、次の担当者に引き継ぎができるよう指導していくことで、組織としての能力を維持、あるいは向上していくように努めてまいります。

質問番号4番、地域手当でございます。今年の人事院勧告におきまして、地域手当の大きくくり化が示されました。具体的に申し上げますと、地域手当に関しましては、「市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡である」といった意見をはじめ、様々な指摘がある。このため

最新の民間賃金の反映と合わせ、級地区分の設定を広域化するなど、大きくくりな調整方法に見直す。」と、公務員人事管理に関する報告が示されております。

広域化が、どの範囲であるかは不明ではありますが、少なくとも級地区分の高い自治体に囲まれている課題は解消されるのではないかと期待しております。引き続き、15市町一体となって、国の動きを注視してまいります。

以上でございます。

○三好義治委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 質問番号5番、パブリックコメントの件でございます。先ほど、閲覧場所が大体定形化されているとご説明させていただきました。意見を受ける部分の説明ができてなかったのかと思ひまして、補足させていただきます。

意見を受ける方法としては、これまで郵送であったりとか、ファクス、直接いただくとか、電子メールという方法もありました。これに加えて、ホームページ上で、直接記入していただく方法を取っているケースもございますし、最近ではL o G oフォームを活用しまして、意見を集める取組もさせていただいております。

閲覧場所についてです。各分野におきましては、例えば鳥飼グランドデザインでしたら、鳥飼のふれあいの里とか、それから、こども園とか関連する施設にも配架させていただいて、少しでも意見を集める努力をさせていただいているところでございます。

ただ、先ほど委員がおっしゃいました市民の市政への関心、この言葉も非常に重いと考えております。各課においても、その意見が少なかったらいいという思いでやっているわけではございません。少しでも

意見を集める努力はさせていただいておりますが、少ない部分に関しては、そもそもその分野に対する市政への関心がどうかというところも問われる部分もあると思います。少しでも関心を持っていただくことにつきましても、庁内では情報共有させていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、7番目の質問でございます授業目的公衆送信補償金についてです。今回の補償金につきましては、市長のインタビュー記事だったと。それがセppyの場合でも同様の補償金が発生するののかの問いにお答えさせていただきます。

セppyにつきましては、市のマスコットキャラクターで、今回と同様にインターネットなど、公衆送信を活用して事業に使うのでありましたら、補償金の対象になる可能性はあると思っております。

しかしながら、この補償金につきましては、授業目的公衆送信補償金等管理協会が教育機関に対して行うサンプル方式の利用方式に基づいて分配がなされ、この利用報告にまず上がってくるかになろうかと思っております。

今回の入金につきましては、この授業目的公衆送信補償金等管理協会から、どこに送信したらいいのか分からないため、朝日新聞社を通じまして、本市に寄附金受領の通知が参りました。新聞社ということもありましたので、今回、広報課で歳入として受けさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井副理事。

○由井市長公室副理事 質問番号10番目の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、近年はインターネット等の普及によるSNSの誹謗中傷など、新たな人権問題も顕在化しており、既存の施策にとどまらない新たな対策も求められているところです。

令和4年度には、摂津市人間尊重のまちづくり審議会の委員の皆様をはじめ、人権問題に関する市民意識調査や日本語教室でのヒアリング、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただき、第2期人権行政推進計画を策定させていただいたところです。

続きまして、質問番号11番目の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係などに、お悩みの男性は悩みを人に伝えられずに一人で抱えている場合が少なくありません。また、DVの男性からの相談につきましても増加傾向にあります。

男性は泣くなとか、強くいろというような思い込みから潜在的な被害者はまだまだいると思います。性別による無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスがなくなるよう働きかけていき、相談のハードルを下げ、寄り添った支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 質問番号13番の#7119の啓発について、お答えいたします。

ホームページの掲載やJ:COM出演によりまして、救急安心センター大阪#7119の重要性を訴えてきております。引き続き市民や事業所等の救急訓練や消防訓練時の啓発活動を行うとともに、救急車を呼ぶべきかどうか迷うときや相談したい

ときなどは、救急安心センター大阪#7119を積極的に活用するよう案内し、軽症者の搬送割合を抑制するため、救急車の適正利用を訴えてまいります。

○三好義治委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 それでは、14番目の2回目の質問にお答えいたします。

ご質問の負担金でございます。広域消防指令情報システムの構築支援業務委託に係る本市負担金でございます。5市での運用に必要なシステムを構築するに当たりまして、政令市を含め、他都市で同様のシステム構築の業務に携わり、豊富な知識、経験を持つ者、こちらに調達支援業務を委託し、システムの構築、業者選定のサポートなどを受けたものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 柳瀬会計管理者。

○柳瀬会計管理者 それでは、質問番号15番の2回目のご質問につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、給与、報酬につきましては、基本的には支給する事業者が源泉を引き取りまして支給する、その引き去った源泉を一括して事業者が納税しております。

10億円の報酬につきまして、人事課所管の人事給与システムで管理しているものにつきましては、人事給与システムから源泉徴収票を発行し、お配りしております。例えば、審議会委員報酬など単発のものにつきましては、財務会計システムで源泉の管理を行っております。そちらの発行及び送付につきましては会計課で行っております。今回のシステム改修につきましては、その会計課所管分となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 16番目の2回

目、昨年度の説明会等での若い世代への周知等はどのようにしていたのかのご質問にお答えいたします。

若い世代への周知方法につきましては、令和4年度は、説明会の開催の際に、幼稚園や保育園、小学校、中学校への説明会案内の配布やLINEでの開催案内の配信を行ってまいりました。

また、若い世代への鳥飼まちづくりグランドデザイン自体の周知も必要なことから、ユーチューブ動画による鳥飼まちづくりグランドデザインの紹介動画の公開や、せんだん公園でのイベント、PTA大会で開催された防災マルシェや摂津ふれあいマラソン大会にて、鳥飼まちづくりグランドデザインのPRを実施しております。

続きまして、17番目の2回目、大阪大学への委託の内容についてのご質問にお答えいたします。

本委託は、避難行動要支援者が円滑に避難でき、滞在中の生活の質が確保できる避難所の在り方を検討し、避難所設計指針を策定するために必要となる文献調査、事例調査、経験者へのヒアリングの基礎調査等を委託しております。

本委託では、誰もが避難できる、全ての人を受け入れる避難所づくりを目指すことが避難行動要支援者が円滑に避難でき、そして快適に過ごせる避難所づくりにつながります。避難行動要支援者に対応した避難所設計指針の検討や先行事例研究、過去の災害時の経験値の収集・分析などを行い、避難所の在り方について取りまとめております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

それでは、全て要望にさせていただきます

す。

1 番目、ハラスメント防止施策についてです。

どうしてもパワハラがあって、上下関係でのセクハラが非常に多いと思っています。私が以前に勤めていた会社でも、後輩の女性が上司から、昼夜構わず電話がかかってきたりとか、休日に電話がかかってきたりとか、何しているとか、そういうことがあったので人事課に訴えて、念書を書かせたことがありました。

職場等におけるハラスメント防止指針を見ると、58.7%、指針を読んだ率は非常に低いと思っています。ハラスメントは基本的に受ける側がどう感じたかであって、加害者側がしっかりと感じることに、気づくことはなかなか難しいです。

先日、DX推進事業のところで、業務関係の話はL o G oチャットだけにし、個人間のL I N Eは禁止と提案をさせていただきました。仕事のことは仕事でしっかりとやってもらって、アンダーグラウンドに潜らないように徹底させることが撲滅につながっていくと思うので、しっかりとやっていただきたい。

セクハラに関しても、経年で続いている上司がいるにもかかわらず、そのままの職場におることも一部問題であるかと思っています。しっかり処罰の対象になることを周知し、規則づくりもやっていただきたい。これは強く要望します。

2 番目、長期の病気休職に関してです。

人事採用に関わった人とかだったら分かると思うんですけど、面接で前の職場を辞めた理由を聞くと、その人が人間関係で辞めたと言われた場合、その職場に問題があったのか、その人自身に問題があったのかを切り分けると思います。心理的ストレ

スにより人間関係で辞める人は多く、辞めるときに、そういった人間関係に関わる鬱を発症する人も結構率としては高い統計もあります。人事異動を行う解決策もあると思うんですけども、そうではなく、以前から申し上げていますように、管理職は管理職としての仕事をしっかりこなす。もちろん部下の健康面も気遣う、こういことを管理職の評価項目としてあっていいのではないかと思います。こういところをやっていただいて、人間関係、風通しの良い職場づくりにつなげていただきたい。どうぞよろしく願いいたします。

人材育成についてです。

人材育成、これは結構いろいろな考え方があると思います。ゼネラリストになるか、スペシャリストになるか。どうしても行政の場合はゼネラリストが有利だったり、一部そうじゃない職があると思います。一つ挙げますと、IT分野、税に関わること、それから救急隊員、こういところは、スペシャリストがいるか、いないかですごく変わってくると思っています。

よくある話で、あるシステムをつくりま、システム改修をします、これだけかかります、僕はSEをやっていたので分かるんですけど、何か月かかるから、これだけのお金がかかるとの見積りを出します。その仕様にしっかりと踏み込めるかは、スペシャリストじゃないと見抜けないです。

少し話がそれるかもしれませんが、誤還付の件に関して、僕はシステムがしっかりと回っていれば、間違い自体を防げるチャンスはあったと考えています。いまだにそれは強く思っています。スペシャリストの育成は、ある一定、その人の意向に沿った形でも構いませんので、やっていただきたい。これは組織上の運用ですので、ま

た検討していただければと思います。

4番目、地域手当についてです。

これは積年の課題でした。私自身も議員にならせていただく前は、地域手当みたいなものがあること自体知らなくて、周りの市が高いのに何で摂津市だけと思ったところがあります。ようやく大詰めに来たのかと思っています。これが解決されることを希望して、この質問を終わります。

続きまして、政策推進課の部分です。

L o G o フォームは非常に使いやすいツールだと思いますし、積極的に使っていただく。よくある回答方法は、多分あまり行政では使わないと思います。グーグルドキュメントとかを使ったり、W e b アンケートとかを取ったりすることもあるので、そういった事例を研究していただきたい。パブリックコメントを書いているときに、長いから途中で諦めちゃう人がいると思います。そういった方の意見を取りこぼさないように努めていただきたい。これは要望とさせていただきます。

続きまして、広報課です。

セッピイでも、ある程度の可能性はあるとのご答弁だったと思います。実際にお隣の吹田市で、そういった事案があり、気になった点もございました。我々もセッピイを使うときに撮ったりするときは気をつけます。どうぞよろしく申し上げます。

人権侵害についてです。

人権条例運用事業の令和4年度の取組について、お教えいただきました。ここからは要望とさせていただきます。

人権侵害、ハラスメント防止指針の中にもあると思います。男性は男性らしく、女性は女性らしく、これは市政モニターアンケートでもあって、問題視させていただいたと思います。そういった考え方自体が人

権侵害だと周知していただくべきです。周知いただいた上で人権侵害をなくしていくことをしっかりやっていただきたい。

昨今、こういったSNSでの誹謗中傷、それからSNSのハンドルネームに人格があるとの捉え方も出てきています。そういったことに対して敏感にキャッチして、啓発を行っていただきたい。

続いて、女性問題相談事業です。

増加傾向について気づきとか、いろいろあると思います。先般も男性がDVを受けて吹田市に引っ越された事例もあったかと思っています。これは私の持論ですけど、男性のメンタリティーは非常にもろいと思っています。悩みを抱えている方は非常に多いと思っています。これは女性問題相談事業ですけど、男性にも広く門を開いていただきたいので、引き続きよろしく申し上げます。

消防でございます。

#7119の啓発は、これだけ言っているので、もう覚えていただいたかと思っています。これが最初に頭に浮かぶようにしっかりやっていただきたい。どうしても、今、軽症者の搬送が増えて救急車自体が切迫してしまっています。必要な人のところに行けない事例が起こらないようにしていただきたい。定員を見ますと条例上は103名、事務報告書で現在101名、定員を充足していただいて、しっかり回していただけますように要望させていただきます。

指令・通信事業についてです。

令和6年度から5市共同運用が始まると思います。これに向けて、しっかりと取り組んでいただきたい。これはエールとしたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

15番目、財務会計システムの改修委託

料については理解いたしました。取り間違いがないように、全庁的にもあり得る話だったら全庁にもしっかりと周知していただきたいので、よろしく願いいたします。

鳥飼まちづくりランドデザインについてです。

若年層の方への周知もちゃんとやっていますとのこと。暇がないだとか、今の若い方が自分のことで精いっぱいな部分は分からないでもないです。今後まちづくりをどうしていくか考える場合、若い方を中心に据えてほしい気持ちもあります。より一層、若年層の方にも説明会、ワークショップに参加していただけるように、引き続き要望しますので、よろしく願いします。

河川防災ステーションについてです。

誰でも避難できるとのことが引かかりました。基本的には摂津市は広域避難が基本でございます。河川防災ステーションに誰でも避難となってしまうと完全にパンクします。これはもう皆さんもご存知のとおりだと思います。防災危機管理課ともしっかり連携し、タイムラインを作成していただきたい。そして、避難行動要支援者が避難できて、その他の方は広域避難、これをまず徹底していただかないと間違ったメッセージを出してしまうことになりかねないので、ご注意願いたいと思います。

私の質問は以上とさせていただきます。
○三好義治委員長 塚本委員の質問が終わりました。

次に、香川委員。

○香川良平委員 それでは、質問させていただきます。

質問番号1番、決算概要66ページ、参議院議員通常選挙事業と府知事及び府議会議員選挙事業について、お聞きします。

両選挙において期日前投票所の開設期間は、市役所が通期開設で、ゆうゆうホール鳥飼西及びフォルテ301は、各4日間の開設期間と思います。各期日前投票所の投票率について、お聞かせください。

次に、広報課2点です。

質問番号2番、決算書61ページ、LINEスタンプ売却収入についてです。

LINEスタンプ売却収入として1万2,195円が歳入に載っております。この中身について、お聞かせください。

あわせて、この制度の仕組みについて、スタンプが売れて市に幾ら入ってくるのか、業者の手数料が幾らなのか、また、著作権等の権利関係はどうなっているのか、それぞれお聞かせください。

次に、質問番号3番、ふるさと応援寄附金推進事業についてです。

シティプロモーションの推進、地場産業の活性化の観点も踏まえ、令和4年度から、ふるさと納税の返礼品を提供する、ふるさと応援寄附金推進事業がスタートしました。事務報告書を見ますと、寄附件数が519件、寄附金額が1,264万6,000円となっており、目標の1,000万円を上回る結果となりました。令和4年度 of 取組について、お聞かせください。

質問番号4番、消防警備課、決算概要132ページ、消防本部車両・資機材整備事業の機械器具費についてです。

予算額3,390万4,690円に対して、決算額が2,806万8,700円となっております。この内容について、お聞かせください。

質問番号5番、人事課、人事評価制度についてです。令和3年度職員育成・行動基本計画を策定されました。計画を見ますと、研修、人事異動、採用、人事評価、働きや

やすい職場環境の五つの項目が取組内容となっております。このうち人事評価について、令和4年度の取組状況について、お聞かせください。

最後、質問番号6番、働き方改革についてです。

先ほど、職員育成・行動基本計画の五つの取組内容を話しました。ここでは働きやすい職場環境について、お聞かせください。

ご存知の方も多いと思いますが、寝屋川市において、午前8時から午後8時までの間で働く時間を申告できる完全フレックスタイム制度を導入しております。本市における時差出勤などの取組について、お聞かせいただきたいと思っております。

1回目、以上です。

○三好義治委員長 溝口総合行政委員会副理事。

○溝口総合行政委員会副理事 それでは、1番目のご質問にお答えいたします。

大阪府知事選挙、府議会議員選挙と参議院議員通常選挙の期日前投票の投票率についてのご質問でございます。

参議院議員通常選挙につきましては、期日前投票の投票率が13.78%、大阪府知事選挙と大阪府議選挙でございます、それぞれ少し数字が異なっておりますけれども、大阪府知事選挙で申しますと、期日前投票の投票率が9.09%、大阪府議会議員選挙につきましては8.94%となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、質問番号2番、LINEスタンプ売却収入について、お答えいたします。

LINEスタンプ売却収入につきましては、振込手数料を差し引いた1万2,1

95円の収入がございまして、販売個数は372個でございました。全体の収入の内訳としましては、個別の販売分が1万2,225円、LINEスタンププレミアム分が465円でございます。

LINEスタンプの収入についてですが、基本的に手数料が30%、その残りの70%の半分である35%ずつがLINE社と市の収入となっております。

参考までに、LINEストアで販売価格120円の場合、42円が市の収入となります。ただし、LINEスタンプとか絵文字のほうを使い放題になるLINEスタンププレミアムがございまして、分配率に応じた売上であったり、購入される内容、キャンペーンなどによって収入は異なっております。

最後に、著作権関係についてです。令和2年度のLINEスタンプにつきましては広報課職員が作成したものでありまして、また、令和4年度に大阪成蹊大学の学生が作成したスタンプにつきましても大阪成蹊大学と締結した連携協力に関する覚書におきまして、成果物に係る著作権等は本市に帰属することで行っております。

次に、ふるさと応援寄附金推進事業に関する令和4年度の取組についてでございます。

ふるさと納税に関する取組につきましては、シティプロモーションの推進と地場産業の活性化を目的に返礼品の提供を開始するために、まずは令和4年5月26日に返礼品の協力事業者募集の説明会を開催し、9月1日から返礼品の提供を開始いたしました。返礼品の提供開始後も摂津市商工会や産業振興課と連携を図り、返礼品の協力事業者の拡充にも努めてまいりました。また、大阪モノレールの車内への中

吊りポスターの掲示や万博記念公園で開催されたよみうりコドモ万博でブースを出展し、PRを行うなどの周知にも努めてまいりました。

以上でございます。

○三好義治委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 4番目のご質問にお答えいたします。

決算概要132ページの消防本部車両・資機材整備事業の機械器具費の内容についてでございます。

常備消防車両の更新計画に基づきます救急車両1台と、これに伴います高度救命処置用資機材一式の更新をさせていただいた費用でございます。

消防本部が所有しております救急自動車の4台全てがトヨタ自動車製のハイエースをベース車両とした通称ハイメディックでございました。令和4年度に更新させていただきました救急車両につきましては、入札の結果、日産自動車製のキャラバンをベース車両としたパラメディックが落札されまして、令和5年3月から運用を開始させていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に係ります2点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号5番、令和4年度におきます人事評価の取組状況についてでございます。

令和3年度に行ったアンケートにおきまして、能力評価の際に参考として活用している標準職務遂行能力について、抽象的でイメージがしづらいですとか、評価項目と連動していないといった意見をいただきました。こうしたことから、能力評価に対する職員の納得度を高めるために、標準

職務遂行能力と能力評価の評価項目の関係性をより分かりやすく整理いたしました。

具体的に申し上げますと、職員ごとに参考となる行動例を作成しております。課長級では100の参考行動例、係長級では140の参考行動例がありまして、係長級を例に取りますと、「課長、課長代理、主幹や係員と積極的にコミュニケーションを取り、自身の考え等を伝えるとともに、上司や部下の考えを伝達することができている。」や「係内で各種ハラスメントと思われる事例を見かけたり、部下から相談を受けたら見過ごすことなく対処するなど、以後のハラスメントの発生の防止に寄与している。」といった参考行動例でございます。

これをつくり上げるに当たりまして、年間を通じて13回の会議を開催して議論を行い、参考行動例を完成させ、全庁に公開しております。

なお、これは令和5年度の下半期からの実施ですので、今の時期から適用させるものとなっております。

質問番号6番、時差出勤についてでございます。

本市における時差出勤につきましては、令和2年3月2日から、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点により実施してきました。勤務形態としましては、通常勤務時間に加えて、1時間半早い時間帯、1時間早い時間帯、1時間遅い時間帯の3パターンで勤務時間を割り振ることを可能としておりました。本庁勤務職員を例に取りますと、7時15分から15時45分、7時45分から16時15分、9時45分から18時15分となります。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類

感染症に位置づけられた後は、所属長が実施可能と判断する課の職員を対象に、働きやすい勤務形態の充実につなげることを目的として、実施しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 2回目に行きます。

質問番号1番です。期日前投票所の投票率について、ご答弁いただきました。

だんだんとフォルテ301に関しては上がっていていると思っております。

私は、かねてより期日前投票所の開設期間の延長を要望させていただいております。そのときに、投票管理者、立会人、機材などの様々な課題があると聞いております。改めて、期日前投票所を通期開催した場合の課題について、またかかる費用について、お聞かせください。

2番目、LINEスタンプ売却収入です。

LINEスタンプの収入の内訳について、理解いたしました

令和4年度の取組として、大阪成蹊大学の学生と連携・協力してスタンプを作成したとのことであります。学生の視点を取り入れる試みは非常にいいことだと思います。こういった取組については引き続きやっていただきたい。

質問としては、LINEスタンプの活用を含めたシティプロモーションの今後の展開についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

ふるさと応援寄附金推進事業についてです。

次に、聞きたいのが業務委託料です。決算額が549万9,049円となっております。総務省の規定では、返礼品に係る経費は寄附金の3割までとの認識であります。ふるさと応援寄附金業務委託料は寄附

金の4割強の費用がかかっております。ふるさと納税制度のルールを守れているのか気になるところであります。返礼品にかかった費用と、その他事務費等について、お聞かせください。

次に、消防の機械器具費についてです。

1回目のご答弁から、救急車両と救急資機材の更新費用であると理解いたしました。

車両のメーカーがトヨタから日産に変わったということでありました。先般の議会において、報告案件で、今年度市内の事業者からの寄附金により購入された車両についても日産の救急車に決定したと聞いております。実際に運用されている救急隊員の方々にとって影響はないものか気になります。車両自体が異なることでの使用感による問題や救急活動に支障は出ていないのか、お聞かせください。

質問番号5番、人事評価制度です。

より分かりやすく、具体的に参考となる行動例をたくさん作成されたとありました。職員一人一人が求められる能力を把握し、実行してもらわなければなりません。評価することが目的となっただけではいけません。人事評価は人材育成の一つのツールとして、職員の能力向上に資するようにしていただきたい。

一つ気になることがあります。当時、私は民生常任委員会に所属しておりました。令和5年3月の総務建設常任委員会での質問に対して、令和5年1月1日付定期昇給や令和4年12月の勤勉手当への人事評価反映結果の状況を公開するとの答弁がありました。実際に職員育成・行動基本計画にも人事評価の透明性を確保するとともに、職員のモチベーションの向上に資するとして、評価結果の給料反映結果の全

庁的公表が記載されております。公表状況についてお聞かせください。

質問番号6番、時差出勤についてです。

本市では、通常の勤務形態に加えて、1時間半と1時間早い時間帯、1時間遅い時間帯の3パターンがあるとのこと。職員育成・行動基本計画にもさらなる拡充と記載がありますので、実施されていると思います。

寝屋川市においては、完全フレックスタイム制度導入によって、結果的には管理職の勤務する時間が長くなっていると聞いております。本市における時差出勤の管理職の利用についてと全体の時差出勤の利用状況について、お聞かせください。

2回目、以上です。

○三好義治委員長 溝口副理事。

○溝口総合行政委員会副理事 それでは、2回目のご質問にお答えいたします。

期日前投票所を通期で開設した場合の課題についてのご質問でございます。

課題といたしまして、例えば、フォルテ301、ゆうゆうホール鳥飼西を市役所と同じように開設した場合、人件費等の経費面での課題がございます。

また、それに伴う投票管理者や投票立会人、また、実際に従事してもらおう従事者等が相当数必要となつてまいりますことから、そのような人員の確保の点でも課題があると認識しております。

例えば、衆議院議員の総選挙などで準備に急を要する選挙の場合、事前の施設の予約が困難な場面もございます。既に施設を予約されております利用予定者との調整といったことも必要になる可能性もございますので、運営面での安定的な選挙執行に課題があるものと考えております。

もう一点、通期で開設した場合の費用に

ついてでございます。これは概算による計算にはなることをご了解ください。例えば、昨年の参議院議員選挙でございます。期日前投票にかかった経費といたしまして、全体の経費のうち400万円ほどが期日前投票に係る経費でございました。そこに、今回、通期で、例えば、参議院議員ですと17日間ございましたので、その日数、4日間から13日分を増やしたと仮定いたしまして計算いたしますと、人件費で約500万円増加になる可能性があるかと積算しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、広報課に係ります二つの質問にお答えさせていただきます。

質問番号2番目、LINEスタンプの活用など、シティプロモーションの今後の展開についてでございます。

セッピーは市制施行40周年を記念したキャラクターであり、イベントでは写真撮影で人だかりができるなど、人気のあるキャラクターになっております。LINEスタンプは、セッピーのイラストを主に用いさせていただいております。

LINEスタンプを使つていただくことにより広く周知につながることから、広報課におきましては、先ほど香川委員からお話がありましたが、昨年度、大阪成蹊大学と連携して、若者の視点を取り入れたLINEスタンプの作成を行いました。今後も、LINEスタンプをはじめ、市外のイベントなどでも積極的にセッピーを活用するなど、様々な方法で市のPRに取り組み、多くの世代の方に本市の認知度向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のふるさと納税の経

費について、お答えいたします。

香川委員のおっしゃるとおり、返礼品自体の経費は寄附金の3割までとなっております。また、返礼品の募集に要する費用につきましては、寄附金の5割以下となっており、具体的には、返礼品自体の費用、配送料、広報に関する費用やポータルサイトへの委託料などを含めた金額でございます。

令和4年度の本市の経費の内訳につきましては、返礼品代が338万4,061円、ポータルサイトへの委託料は151万3,512円、配送料は49万425円、広報に係る費用が6万8,530円で43.1%となっており、総務省の定める募集に要する費用の基準内には収まっておりません。

そのほか、寄附金受領書やワンストップ特例に係る費用として、11万1,051円もございました。

なお、寄附金に占める返礼品代の割合は26.8%でございました。

以上でございます。

○三好義治委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 では、2回目のご質問、車両の更新によって救急隊員への影響はないものかとのお問い合わせに答弁いたします。救急車両の製作に伴いまして、入札にご参加の各自動車メーカーに提示しております仕様書の中身に、救急活動に使用する資機材であったり、収納棚、引き出しに至るまで配置をほぼ統一させております。使用感という点ではほとんど変化はないものと、実際に運用している救急隊員からは聞いております。

運転操作につきましては、サイズ感であったり、ハンドルの取り回しにつきまして若干の変化を感じる職員もいるようです。

けれども、活動に影響が出るほどではないものと聞いております。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に係ります2点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号5番、人事評価結果の給与反映結果の全庁的な公表についてでございます。

令和4年9月29日の予算編成説明会、令和5年3月20日の予算執行説明会におきまして、人事課における説明として、人事評価の給与反映結果を公表しております。

お問い合わせの時期で申し上げますと、令和5年1月1日付定期昇給におきましては、通常よりも2号給多く昇給するS評価の職員の割合は0.8%、通常よりも1号給多く昇給するA評価の職員割合が2.6%、標準でありますB評価の職員の割合が96.1%で、通常よりも1号級少なく昇給するC評価の職員割合が0.5%でございました。これはあくまで人事評価の結果によるもので、休暇等による昇給抑制は含んでおりません。

令和4年12月の勤勉手当におきましては、通常よりも大きく支給率が増えるS評価の職員の割合が4.0%、通常よりもやや支給率が増えるA評価の職員の割合が26.6%、標準でありますB評価の職員割合が69.3%、通常よりもやや支給率が減るC評価の職員割合が0.1%でございました。

なお、勤勉手当につきましては、扶養手当分を原資として計算しておりますので、結果としてSとAの評価割合が大きくなっております。

質問番号6番、時差出勤についてござ

います。

管理職の時差出勤制度の利用についてですが、管理職の責務として部下を育成する役割が非常に大きいと考えております。ある意味、毎日、時差出勤をすることで部下全員とのコミュニケーションの時間が少なくなります。単純計算で年間出勤日数が240日だとして、年間、部下全員に対して240時間の影響となります。ついては人材育成に費やす時間が240時間減ることとなり、これを管理職の所属長が了承するのはなかなか難しいと考えております。

なお、職員育成・行動基本計画には、希望降任制度の在り方検討についても記載しております。これは、もともと管理職の親に介護が必要となり、家庭での時間に重きを置かざるを得なくなった際、管理職から希望降任することも事情として、決して能力が足りていない降任ではなく、再度の昇任制度を考える性質のものとなります。

時差出勤で管理職を降りるのは、難しい話だと思います。再度の昇任の在り方等、運用面を含めて検討するとありますので、職員育成・行動基本計画推進委員会におきまして、多様な働き方について議論、検討を進めてまいりたいと思います。

あと、全体の利用状況については、会計年度任用職員を含めて、月平均20名の利用となっており、一定の効果があったと判断できると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 期日前投票の件です。

先般行われました大阪府知事選挙は投票率が40.51%、府議会議員選挙においては40.37%と低い投票率でありました。選挙は民主主義の根幹であります。

民主主義が機能するためには、代表者、つまり議員の構成が民意を正しく反映したものでなくてはなりません。つまり、低い投票率では民意を正しく反映しているとは言えません。低い投票率を社会情勢として仕方のないことだと諦めてはいけなことを改めて申しておきます。

選挙管理委員会事務局は、投票率向上に向けて様々な取組を考えていかなければならないと思います。費用面、また人員面と施設の面、様々な課題がありますが、投票率向上の観点から期日前投票所の期間拡充を検討していただくことを改めて要望して、この質問を終わります。

広報課で、LINEスタンプです。

摂津市を全国に知っていただけるように、シティプロモーションの観点からLINEスタンプをもっともっと普及していただきたい。令和4年度は372個の販売実績でありました。372個と言わず、もっともっと購入していただける魅力あるスタンプを作成していただきたい。要望しておきます。

ふるさと納税です。

総務省による地場産品基準の厳格化や経費の見直しなど制度の変更もあり、様々な見直しが必要になるなど大変だとは思いますが、今後、事業を充実させるためには、返礼品の増加をはじめ、ポータルサイト自体の増設も必要だと考えております。業務負担が増えることは分かりますが、業務運営体制もしっかりと整え、摂津市を全国に知っていただけるよう、シティプロモーション推進や地場産業の活性化に今後もしっかりと本事業に取り組んでいただきますようお願いしておきます。

救急車です。

答弁から、車両やメーカーが変わっても

活動に特段支障がないとお聞きして安心いたしました。消防で運用されている車両の中でも特に救急車の関係については、近年の出動件数がかかなり増えてきていることや、搬送する病院がなかなか決まらなくて搬送時間がかかるなどの情報は、私も報道等で耳にします。摂津市にとっても例外ではないと思いますし、救急活動においては何よりも市民の皆さんの命に直結するものだと考えています。車両の更新においてはしっかりと行っていただくようお願い申し上げます、質問を終わります。

人事課です。

給与反映結果を既に公表されていることはよく分かりました。透明性は絶対に必要であります。透明性がなければ信頼は生まれません。こうした意味では、もっと以前から公表すべきであったかと思えます。いずれにいたしましても、納得度の高い人事評価制度を進めてもらいたい。

私の感想ですが、S評価、A評価が意外に少ない印象を持ちました。よく頑張った職員と、仮に頑張らなかつた職員がいた場合に相応の評価をすることは、公平だと思えます。差をつけましょうということではなく、評価の反映が薄くなると、やっても、やらなくても一緒となってしまう。そうならない制度設計をお願いいたします。

納得度という視点で考えますと、評価者と被評価者の意見が合わないこともあるかと思えます。そういった相談があったことはあるのか、その場合どう対応しているのかをお聞きします。

質問番号6番、時差出勤についてです。

職員の働き方改革は重要である一方、それで行政サービスが低下したり、人材育成が置いていかれたりしては元も子もありません。様々な課題があることは分かりま

した。職員育成・行動基本計画推進委員会において、議論、検討を進めてくださいますようお願いいたします。

少し視点を変えまして、働き方改革として、職員の総労働時間縮減の取組がありました。その取組状況について、お聞かせください。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、質問番号5番、人事評価制度についてでございます。

現在、人事評価そのものに対する苦情を受け付ける苦情処理委員会を人事課内に設置しております。過去に相談があったことはございません。ただ、相談がある場合、恐らく評価者が低く評価し、被評価者は低く評価されたという内容になると思えます。委員がおっしゃいますように、人事評価は人材育成のツールの一つです。フィードバックこそが人事評価の意義でありまして、そこでの面談をどれだけしっかりやれるかが鍵となります。評価者が気づいていなくて低評価となる場合、被評価者に自信があり過ぎて自分が高評価であると勘違いする場合等あると思えます。しっかりと所属において面談をして、コミュニケーションを取って、評価者は被評価者に面談で説明をしていただくこととなります。

あと、評価結果の給与反映結果につきましては、こちらは公平委員会となります。

質問番号6番、職員の総労働時間縮減の取組についてでございます。

効果として大きいと考えておりますのは、チャレンジドオフィスの活用でございます。

チャレンジドオフィスには、事務作業員として障害をお持ちの職員がシュレッダー、文書等発送の封入等準備作業、スタン

プ押し、ラベル貼り、会議等の会場、資料のセッティング、片づけを行っております。以前はなかなか利用が少なかったと聞いておりますが、その有効性を鑑み、積極的な活用が行われているとのこと。

ほかには、RPAの活用です。電子申請のダウンロードから許可書の作成などの業務で利用しており、導入による年間の削減時間は552時間と確認しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 香川委員。

○香川良平委員 最後、質問番号5番、6番の働き方改革について、要望します。

いろいろと想定して制度をつくれ、その運用を行っていることを理解いたしました。

ただ、制度をつくった上で実際に活用していくのは各所属長となります。令和5年第1回定例会の代表質問において要望いたしましたが、改めてお伝えいたします。

人材育成は管理職の責務であります。積極的にコミュニケーションを取ること、部下の仕事内容や進捗を把握すること、部下の言葉に耳を傾けること、できていることはしっかり認めて褒める、叱るべきときはしっかり叱る、部下に強みと課題を認識させ、そしてモチベーションの向上を図ること、これらは全て人材育成の基本であります。組織は管理職に懸かっております。もし、部下が業務上の悩みを抱えているなら相談に乗り、解決のために働いてください。次代の管理職をそれぞれがしっかりと育成するよう、改めて管理職の皆さんに強く要望いたします。

以上で質問を終わります。

○三好義治委員長 香川委員の質問が終わりました。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会

します。

(午後5時14分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 野口 博